

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和5年那智勝浦町議会第4回定例会)

令和5年12月13日
9時30分 開 議
於 議 場

日程第1 一般質問

- 10番 津本・光**.....59
1. 観光行政について
 2. 老人福祉と子育てについて
 3. 国民大運動実行委員会の対町交渉から
- 3番 城本和男**.....81
1. 台風7号の後、太田川等の流出木の状況を把握されているか(河川の流出木を少なくするためにも山林の保全が必要でないか)
 2. 名誉町民中村覚之助氏を顕彰する動画を作成できないか(多くの子ども達にサッカーの父と呼ばれる中村氏の偉業を知ってもらいたい)
 3. 本町内にある太地町の施設「椰」の設置協議と議会の議決について(設置にあたり両町の協議等が必要とされているが)
- 11番 勝山則子**.....92
1. 福祉用具購入や住宅改修に係る介護保険サービス費の委任払いの導入を
 2. 独居高齢者への関わりと取り組みは?
 3. 帯状疱疹予防接種に助成制度を
- 6番 西 太吉**.....99
1. 近々に予定されているロケット打ち上げの際の観覧客の受け入れ体制
 2. 現在設置されている4か所の出張所の経費削減
- 5番 藤社和美**..... 105
1. 災害から命を守る手立て(防災関連の補助制度)
自然災害から
・ブロック塀耐震促進事業
・感震ブレーカー等購入費補助事業
・家具類等転倒防止対策支援事業
人的災害から
・住宅用火災警報器の現状
 2. 子供の熱中症対策

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	引地稔治	2番	吾妻正崇
3番	城本和男	4番	曾根和仁
5番	藤社和美	6番	西太吉
7番	加藤康高	8番	東信介
9番	松本和彦	10番	津本・光
11番	勝山則子		

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

4番 曾根和仁 早退 14時51分～

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町長	堀順一郎	副町長	瀧本雄之
教育長	岡田秀洋	参事(総務課長)	塩崎圭祐
総務課防災対策室長	増田晋	税務課長	中村崇
住民課長	太田貴郎	福祉課長	仲紀彦
こども未来課長	竹原大二	観光企画課長	吉中秀郎
農林水産課長	村井弘和	建設課長	楠本定
会計管理者	榎本直子	消防長	湯川辰也
教育次長	田中逸雄	水道課長	村上茂
病院事務長	寺本斉弘		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長	寺本尚史
事務局主任	上仲映豪
事務局主査	北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番曾根和仁議長席に着く〕

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（曾根和仁君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（曾根和仁君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問一覧表のとおり、通告順に従って、10番津本議員の一般質問を許可します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） おはようございます。

発言通告に基づきまして一般質問に入りたいと思います。

まず最初に、世界遺産登録の20周年ですよね、来年になりますが。それを迎えるに当たって具体的な取組がまだ提案されておられません。私は遅過ぎるのではないかと心配をしておりますが、いかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 周年事業に係る取組についての御質問です。

周年事業の検討、町で行うもの、観光機構で行うもの、それから各寺社や各広域の協議会等において行う取組内容の把握について進めておるところでございますが、今現在公表できるような形には至っていないという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 世界遺産のスタートの年ですが、これアンケートを取って町民の意見を聞いたということも聞いたんですが、そういった取組も今回はされてないのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 今回に関しては行ってございません。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私は、今回も実行委員会形式の形で、その当時は多分実行委員会の形式で取り組まれたんだろうと思いますが、これは町の主体で多分取組を始めてると思います。今回は実行委員会の形式も、本来、最初で、そういう形でスタートすれば、やっぱり必然的に継続的にそういう取組の中で町民の意見をしっかり反映させながら10周年、20周年、それから30周年、またこれから先々10周年ごとに続くわけですから、そういう取組を僕はしていかなければならないというふうに思うんですが、今後ともそういった考えはないんでしょうか。もう、これは、すいません、観光機構との関係もあるとは思うんですが、何しろ最初のスタートは僕は町の方針としてそういう取組をスタートさせたというのがスタートではないかと思えますので、そこらのことも含めて提案をすべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 今回につきまして、町が実行委員会の形式という形では計画はしてございませんが、観光機構におきましても各部会等においては今後検討もされていくのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 20周年を迎えるに当たって、私は先ほども言いましたように、極めて準備が遅いと思いますが。青岸渡寺の1300年祭、それから那智大社の1700年祭、このときも同じで、私はこの問題を議会のほうでも取り上げた、指摘をしたことは今でも記憶しております。そして、それはそのときの前年度で予算が組まれたのは350万円、確かに組まれたと思います。しかし、予算を確保したわけですが、何をしたのかと私が質問しましたら、結局、その350万円使ってポスターによる露出をただけだという答弁が返ってきたわけです。今回はそういう露出もないんですね。そこらがやっぱり相当の遅れになると思いますので、そこらはそういう取組ができていない、これはいろんなところの調整があったんかもしれないかなと思うんですが、そういう取組ができなかったということがちょっと心配です。そこらが観光機構との間や、そういうところでのあれがうまいこといかなかったのか、ちょっとそれを聞きたいんです。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 20周年を迎えるに当たっての準備が遅いのではという御指摘でございます。

せんだって私どもも和歌山県主催の東京レセプションという旅行会社対象のレセプションがございまして、そちらのほうに聖地リゾート！和歌山、こちらのPRに関連しまして、うちの職員も参加させていただいてます。そちらにおいて16の旅行会社、こちらに対して登録20周年のPRと併せてお勧めルート、大門坂、那智大社、那智の滝などの御紹介ですとか、大社、青岸渡寺、それから補陀洛山寺における特別展示や御開帳、それから神秘ウオーク、平安衣装体験、それから今年20周年のプレイベントとして実施いたしました熊野那智詣でなどの特別企画

の情報提供と那智扇祭りなどPRを県、それから県観光連盟などと連携して行ってまいりました。引き続き連携しながら20周年事業に関するPRに努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、私は10年都度のお祝いさえできないのではないかということで心配したので。青岸渡寺と、それから那智大社のときは100年を記念してるのですが、そういう意味で言うと、やっぱり情報発信もしっかりしながら、20周年の1年、町としてはこんなことをやりますよと、宿泊客には例えば町中で——今も言われておりますが——楽しめる商品券なども提供して、もう町は推しておりますというようなことのアピールは様々な方法で取組をしていくべきじゃなかったかというふうに思いますが、そこらはそういう点での露出のほうをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

そして、私は特に青岸渡寺の1300年祭のときに取組の遅れを強く感じたので、これはちょうど第4回の議会のときだったと思いますが、取り上げました。その式典は10月、その前の10月のときに行われて、三重の塔の前で行われたと覚えております。そのときのテーマは「よみがえりの旅は熊野から」ということだったと思うんですが、その式典の前日に、欠席をする予定だった議員さんのほうにも、参加者が少ないので、ぜひ出席をとという関係者の働きがあったと。自宅まで、それも来たということを知りまして。この式典には、その当時、三十三か所のここをスタートするわけです、札所の和尚さんが全てここに一堂に集まる。そういった取組の中で、そして私もそれを見に行ってきたわけですが、その三十三か所の札所の和尚さんが大読経するわけですね、皆そろって。私はそのときに本当に歴史の重みも感じましたし、それから荘厳さや神秘さ、まさに圧巻のものだったと思います。私はそのときの状況を今でもスマホで持っておりますが、ライトアップもすばらしくて、感動的な連続でした。しかし、残念ながら、先ほども言いましたように、このイベントに参加していただくことで現世の免罪と、それから極楽往生に生かしていると、こういった呼びかけにもできていない。そして、聴衆は地元の人だけだったというふうに思っております。そのとき私はなぜと思ったんですが、こんな感動的なイベント、これ何で全国的に宣伝して誘客につなげなかったんだろうというのは全く腑に落ちませんですし、今でも疑問に思っております。それで、この一般質問でも、そのときにDMOと関連して取り上げたと覚えております。100年に1度のイベントでさえ集客につなげることができない、こういった当時の観光協会のシステムは制度疲労を起こしてるんじゃないかということで、私はこの場でも発言をいたしました。まぐろ祭りや雪まつりはやっぱり実行委員会形式を取って取り組んでおられます。20周年の取組も実行委員会形式でやれなかったかと今でも思います。なぜならといいますと、町民が参加することによって、町を挙げての20周年を盛り上げていく、そして那智勝浦町を訪れてくれた観光客の皆さんを町民挙げて歓迎する、こういったことになるのではないかと思います。ぜひ悔いの残らない取組。これからなってくるとは思いますが、ぜひこの企画をしっかり成功させて、町として絶賛された取組ですから、その意欲のほどをちょっとここで示していただきたいなと思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 町内で行われます周年事業の周知につきましては、和歌山県、それから県観光連盟、それからもちろん町内観光機構、それから温泉旅館組合や各種の熊野三山協議会ははじめとする協議会などとも十分連携しながら、早め早めの情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、追加的なお話でございますが、年明け1月4日から2月の末まで利用可能な第3期のじゃらんの宿泊クーポンを、世界遺産20周年記念ということで、人数にして約7,000人分、券のまず枚数では2,800枚、こちらにくろしお商品券をつけて提供させていただくことを準備中でございます。6年度におきましても、町としても20周年にふさわしい複数の企画は考えてございますが、6年度当初予算が成立した上で周知等させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今、7,000人分ぐらいの商品券を用意してるということらしいですが、ぜひこれからの取組でしっかり宣伝もしていただいて、ほんで1年間にわたっての具体的なイベントの提案もしながら、すぐに対応できるようにしていただきたい。私、観光機構のほうでもそういう宣伝されてないかって見たんですけど、載ってないんですよ。だから、やっぱり宣伝の露出がそういう意味ではかなり遅いなというふうには思っております。

それから、次の質問ですが、観光行政の広域化の問題について質問をさせていただきたいと思っております。

私は、これからの観光行政、この紀南地域にあっては他の市町村を含めた広域化での取組をすべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光でお越しになる皆様にとって、都道府県や市町村の垣根は関係ないかと考えてございます。国や日本政府観光局、それから県、県の観光連盟、熊野エリア観光推進実行委員会、熊野三山協議会など様々な広域機関がございますので、そうしたところそれぞれ得意とするPRの階層があらうかと思っております。そうした団体、関係機関としっかり連携しながら誘客の取組を継続して実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 先日の総務経済常任委員会ですが、観光企画課のほうで、例えば吉中課長の話で奈良県などとの広域での取組、こういったことも報告されておりましたが、今後のそういった意味での何か方向性みたいなのがあろうかと思っております。ちょっとここでお話をさせていただきたいと、こういうように思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 現在、奈良県ビジターズビューローが観光庁によります地方にお

ける高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル事業、こちらの選定エリアの代表事務局を務めていただいております。こうした中、奈良県、三重県、和歌山県と参画自治体、それから事業者が連携しまして、紀伊半島全体として富裕層インバウンド客に特化した海外トラベル会社等を対象とするヘリコプターを活用したファミツアー、そうしたものや、エリア内の観光素材の可能性調査なども取り組んでるところでございます。11月29日に3機のヘリコプターが当町、那智勝浦町の漁港のヘリポートに相次いで飛来しましたのもその一環でございます。そうした事業経過も踏まえながら、エリア全体としてのマスタープラン策定を年度内に経まして、今後5年間程度、国からの重点支援を採択エリアに対して受けられる見込みでございます。本町における具体的な支援内容の全体像を現時点では把握することは難しいのですが、広域のエリアとして富裕層インバウンドに特化した、国やJNTO、政府観光局、こちらと連携した集中的なプロモーション活動が今後展開いただけるものと期待してございます。そうした成果を経て、将来的に当町に大きな成果として還元されるのではないかなというふうに期待してるところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 三重県、奈良県、和歌山県を含めていくと紀伊半島一帯となるわけですが、そういった取組を含めながら、ぜひ広域での事業を、企画をしっかりと考えていっていただきたいなというふうに思います。

私は、この勝浦の——前も町長のほうも言われておりましたが——この3本柱、世界遺産、それから温泉、生マグロ、こういったことだと思いますが、広域化をすれば、考えるとすれば、広域化の観点でさらに何が重要なポイントを占めるかということで、私は第4、次の別の課題もあるんじゃないかなと、広域でしていく上では、ここ、地域の特有なやつがあるんじゃないかなと。そこらは観光企画課のほうではどうお考えでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 広域化の観点、何が重要なのかというお話かと思いますが、単純に私は柱が多ければいいということではないというふうにも考えてございます。シンガポールを例に挙げますが、マーライオンと言えれば皆さんシンガポールを想起されるかと思えます。ですが、シンガポールを訪れる方はマーライオンだけを見て帰られるわけではございません。同様に、那智の滝と三重の塔の画像は日本観光のシンボルたり得る宝物だというふうに考えてございます。あれもいい、これもいいということで地域からいろいろ素材を押しつけるだけではなくて、お客様が本当に感動して下さってるような観光資源を大事に守り育てること、民間を含めた投資を地域に蓄積していくこと、それから繰り返しSNSやホームページでアピールをしていくこと、こういったことが重要でないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 課長、申し訳ないですが、私はメモ取ろうにもなかなか取りにくいん

で、ゆっくりしゃべってもらえたら助かりますので、よろしくお願いいたします。

広域化のために柱が多ければいいというものではないという今のお話ですが、僕はこの地域一帯で一番大事なのはジオじゃないかなと思うんですよ、ジオパーク。それが、私は、吉中課長はこの紀伊半島のジオパークを認定してもらうために最初の頃から取り組んでると、こう聞いておるんですが、なぜジオパークの話が出てこないかなという。ほんで、那智の滝なんかもそうですが、本当にここらの一帯はそのジオで成り立ってる、形成されてるわけでしょ。だから、そののところが柱にして、十分感動的なものを与えることができるし、さらに広げていくことができるわけですから、しかも白浜からはここら一帯全部そういうジオの中での取組が重要とされているわけですから、そういう点でなおさらのこと吉中課長にはその経験を生かしてジオの取組、ぜひほかの地域に負けないように頑張って取り組んでいただきたいと思うんですが。この10月には全国の大会、ジオの大会があったと思いますが、観光企画課として、ここに職員の派遣はしてないんですね。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 当課からの職員の大会への派遣は行ってございません。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そう考えますと、やっぱりジオパークの取組は串本に私は負けてると思いますよね。ほんで、串本町は毎年全国大会に職員派遣して、そして全国の取組をしっかり持ち帰って、いろんな取組に生かしてるということも考えて取り組んでおられますので、本町ももっと力を入れてやる取組やと思いますが、そういったことで、今後の職員派遣も含めて考えていくことは必要じゃないでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 私自身、振興局在籍時に隠岐世界ジオパークのほうに研修として出張で行かせていただいたことはございます。その際に、現地のガイドの方のお言葉で大変記憶に残るといふか、驚いたといふか、お話がございまして、ちょっと御紹介させていただきますと、ジオパーク、BGMのようなイメージですと。BGMをバックにカヌーや各種のアクティビティ、こうしたものを、それから地域のお食事や観光、そうしたものを楽しんでもらうことがまず重要であり、一般の皆様に対してジオの地質的なことを集中的にお話するようなことはあまりふさわしくないんですよというふうなお話をガイドの方が自らおっしゃってたというのが大変驚いたことで、記憶に残ってございます。そうしたことも踏まえながら、那智勝浦町におきましては、今現在の世界遺産、温泉、生マグロ、この3つの柱を大事に守り育てることに注力しまして、ジオにつきましては、広域のエリアの中でもとがった矢じりを持っていらっしゃるほかの自治体の方に、地域に牽引いただくことで、それぞれが広域観光の中における多様性の確保、魅力の向上につながるのではないかなというふうに考えてございます。那智勝浦町の那智の滝も、弁天島も、お蛇浦もジオパークの一部ではございますが、既に観光の魅力として、ジオパークという言葉は使っていないかもしれないんですけども、ジオパークの特性



を生かし、踏まえた上で、観光の魅力の周知というか、そういうことには十分今までも取り組んできてございますので、そうした中で取り組んでいければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） せっかく吉中課長が最初の頃からいろんなこと、そういうジオの取組なんかも体験しておられるということですから、いずれ県のほうに帰られると思いますが、この在任期間中に、ぜひそこの経験を生かして、取組をしっかり進めていただければと思います。

それと、先ほどちょっと弁天島の話も出たんですが、先日、私の教え子が大阪から来まして、何を見に来たかというのは、弁天島の潮が引いたときに渡れるという、これを体験に来たんだけどもということ、一番大潮の潮の引いたときにわざわざ勝浦まで大阪から来て、その弁天島で拝みたいんだと、参りたいんだということ、来てたんですよ。けども、そういう日、せっかくここに宝の財産があるけれども、そこでは一切紹介されてないんですね、いろんなところで。そうしますと、その彼は知らなかったために、結局、渡ろうにも渡れなかったんですよ。一番大潮の引き潮のときに狙って来たんですけども。それを聞きますと、新月のときにそれが起こるといふことらしいんですが。結局、渡らずに、ほたら、もう帰らなしょうがないなと言うて話したら、いや、先生、僕短パンで行きます言うてね。ほんで、短パン持ってきて、履き替えて、ぬれながら行ったんですよ。せっかく来たから渡って、せっかくのこのときにここまで無理して来たのに。そやから、弁天島の貴重な財産ちゅうのはそういったところにあるわけだから、それをやっぱり全国的に紹介して展開する、そういったことも含めて誘客を呼び込むことを考えていかないかのちゃうかというふうに思うんですよ。

だから、そういったこと含めてプランを考えていくときに重要な位置を占めるんがインバウンドとか、そういうことでのジオの問題が大きな役割を果たしてくれるわけです。そういった意味で、滞在型の企画を私はしっかりと考えていく、このことが大事じゃないかなと思います。滞在型の広域でやるときに、プランを考えていくときに重要な位置を占めるんは、先ほども言いましたように、先ほども言ってないですが、インバウンドのお客さんや修学旅行での体験で生徒も帰っていくと、そういった取組が僕は大事じゃないかと思うんです、滞在型を考えていくときに。そのために、体験型の企画で絶対に必要だと思うことに修学旅行を、この間、私も最初議員になったときにこれ言ったんですけど、修学旅行の滞在型のやつ企画があまり組まれてないという気がするんです。そこらのお考えはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 世界遺産登録地でもある当町におきましても、滞在型観光、こちらは大変重要と考えてございます。修学旅行の皆さんにつきましては、平安衣装体験などで大門坂茶屋等でそうしたことも御利用いただいているところはあるかと思いますが、今年度から体験観光事業者スタートアップ支援事業補助金、こちらを開始したところでございます。町内で民間活力による稼げる体験事業の起業を目指される方を引き続いて支援していければと考え

てございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この紀南地域のほうには体験型の取組がいろいろできる、そういった場所がふんだんにあるとは思いますが。私のない頭で考えましてでもたくさん出てくるわけですが。これも前のときに修学旅行のことでいろいろ滞在型するべきだと言った覚えがあるんです。そのときに具体的にはあまり言ってないですが。例えば世界遺産でいったら、今やられている平安衣装での熊野古道歩き、大門坂ですね。それから、田辺での取組を紹介しますと、例えば熊野新聞に出てたやつですが、「熊野古道歩きと温泉、最高」ということで、田辺でモデルツアーを組まれてる。このときにはインバウンド向けのモデルツアー、こういう取組もしてるわけですね。それから、温泉、川湯、それから湯の峰のつぼ湯、川湯のほうは仙人風呂がありますし、そういう温泉巡りもできます。ただ、こういった場合はちょっと湯あたりに気をつけないといけないと思いますが。それから、マグロ、これよみがえれ脇仲倶楽部ですか、ここがマグロ資料館を、入船の会館ですか、あそこにつくられまして、ビン玉作りなどをやってきたと。それから、ほかの文化遺産では、例えば合気道では多分新宮が盛んにやっておられます。こういったこともあります。特に合気道なんかやったらインバウンドの方には喜ばれるんじゃないかなと思うんですが。それから、漁業体験、これは例えば浦神のカキの養殖。それから、串本で今珍魚釣り大会というのがやられてます。珍魚釣り大会、珍しい魚ですね。それから、ホエールウォッチング、ビン玉作り、スキューバダイビング。それは、これも串本のほうですが、これはスキューバダイビング的に考えますと、海中公園の見学なんかもいいんじゃないかなと思うんですが。それから、農業ではお茶摘み、イチゴ、棚田。それから、過疎の体験、中山間地域での生活、そういったこともできると思います。ほんで、自然でいいですよ、カヌー、古座川のカヌーを今やってますよね。それから、古道歩き、ジオ巡り。それから、フォトコンテスト、これはもう既に串本、うちもやったかどうかは記憶にはないんですが、こういう観光フォトですね。串本観光フォトコンテストということで、こういったものをカレンダーに利用するとかというようなこともやっておられます。そやから、生徒が修学旅行で来たとしても、例えばそういう写真を撮って、いいところの写真を撮って、フォトコンテストするというようなことと、それからインバウンド客のフォトコンテスト、これも一つは面白いんじゃないか。私は、外人さんが来たときにたまたま道路のど真ん中に出て写真を撮ってる姿を見たことがある。意外なところで外国のインバウンドのお客さんちゅうのは写真を撮ってるというのを見かけまして、勝浦の湾でもそうですが、ベンチに座って長いこと見てるんですね。おしゃべりをしながら1時間ほど座ってる、そういう光景も見ることがありますんで。インバウンドのお客さんの対応ちゅうのは、そういう意味ではいろんな意味でのあれがあるんじゃないかなって、生かす道があるんじゃないかなと。だから、観光客のインバウンドのお客さんの写真のコンテストやったら、いろんな違った角度で、僕らが見る角度と違うところで見れるんじゃないかなというふうにも思うんですよ。そういう意味で、ぜひそういった取組をしていただけ

ればと思います。

スキューバダイビングは串本のほうにあるんですが、私は大阪におったときに宿泊場所から1時間かけて車に乗って、スキューバダイビングできる場所に行って、生徒を連れて実際させたんです、30人ぐらい。非常に子供らは感動しますね。やっぱり実際に生で見るのと、いつもはテレビで見るけれども。そういった取組はできんこともないです。そやから、それはやっぱりスキューバダイビングのとの関係者としてしっかり安全のあれを打合せしながら、そういったことも含めて、ぜひ今後検討していただければと思うんですが、そういった体験型のあれをしっかりと考えていくことも大事じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 様々な体験観光コンテンツの素材たり得る素材が地域に多数あるということは私も承知してございます。そうしたことを踏まえまして、今年度から——先ほど申しあげました——体験観光のスタートアップ補助金を増設しましたので、収益性があり持続可能な体験コンテンツをぜひ町内で造成していただくべく支援に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 持続可能な取組、これを企画しながら体験型の観光客の誘致にぜひ取り組んでいただければと思います。

次は、町長が先日、和歌山県がスペインのガリシア州と熊野古道とサンティアゴ・デ・コンポステーラというこの巡礼路で姉妹道の提携25周年を受けて、今月初めに、フィステーラ市ですか、これとの交流協定連携のために訪問されたと聞きました。そのときに町長の話では、巡礼道を30分かけて歩いていかれたところにトイレがないので驚かれたとおっしゃっておられましたが、あの写真を見ますと、その場所には電線や電信柱が私には見受けられなかったんですが、多分、実際にはそういったところを見られて、なかったん、そこをちょっとお聞かせください。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） サンティアゴ・デ・コンポステーラ、もうもちろん、30分でなくて、3時間ほど歩きました。現地視察も兼ねて、3時間ぐらいで行きました。トイレがないので驚いたのではなくて、トイレの必要がないよというようなことで、現地の方がおっしゃってたんです。それは、地域の方々がお店のトイレどうぞ使ってください、その代わりコーヒー飲んでもらったりというようなことで、そういう心配は全くないということに驚いたということをおしあげたんです。

電柱の関係は、やはりスペインの方からも東京へ行ったときにとっても残念であったと。それは、電柱がいっぱいで、電線がいっぱいで、写真撮るにもちょっと困ったよというふうな話もされておりました。そういう意味では、主立ったところはできる限り地中化したほうがいいんじゃないかなと思いますし、スペインは電柱はなかったです。もう石の文化で、全部下のほうに

入って、看板も本当になくて、きれいなまちでありました。全部歩いたわけじゃないんですけど、そういったことをございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私は、自然を大事にするということはそういうことではないかなと思うんですが。今、町長言われましたように、記念写真を撮ろうと思うたら、ほんまに電信柱が、あの滝の一番前のところで、ずっと県道を上がってきまして、上のところで、滝が一番近いところで撮ろうと思うたら電線が入ってきます、電信柱が入ってきます。ほんで、那智山の土産物、商店街のどこからずっと下りてこようと思って、写真を撮ろうと思うたら、もう必ず電信柱も入ってきます。そういう意味で、この世界遺産、私も小さいときから那智山へ行っているいろんなこと見てますんで、もういつも正月には行ってましたから、別に何の不思議も思うてなかったんですが、友人から、津本君って、こんな那智山は世界遺産の巡礼地にもかかわらず、写真を撮ったら電線や電信柱いっぱい入ってくる、こんな何とかならんのかということ、世界遺産の場所にならんのではないかということも言われて、ああ、なるほどと思って、それからはやっぱり那智山へ行ったときに何か気が重くなるんですよ。そういう意味で、初めて世界遺産という位置づけがあるからこそ余計重みに感じるということ、財政的には厳しいとは思いますが、いろんな策を考えて、これを地下に埋める、電線を地下に埋めるとかということも含めて、長期になるかとは思いますが、ぜひそういう検討はされていかないかなというふうには思うんですが。

それと、那智の滝の前のトイレ、あそこへ行った人については、あそこはあかんということ、はよう耳にするんです。一回、大きな大変な風が吹いたときに、あそのトイレの横にいっぱい木を積んだったんですね。それが放置されてた。多分、そのときに区のほうからもそういう要請はあった。ごみになってる、その木のあれをそのままそこへしばらく置いてあったんで、観光上やっぱりよくないなと思って、ああいうところのそういったものについてはぜひすぐ撤去できるという体制は気をつけて、区のほうからあれば撤去できるという体制を取っていただきたいと思うんですが、その2点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光地におきます電線地中化など景観改善施策につきましては、昨年、今年と県の都市政策課などにもアドバイスをいただきながら、町内を彼らと共同して踏査するようなことも行いました。ただし、電線地中化につきましては、議員御指摘のとおり、1キロ当たり5億円あたりかかるとも言われてございますので、お話にあったような新宮市の二桁国道事業のようにはなかなか、難しいかなと思うんですけども、財政負担を抑えながら、景観改善に取り組めるような政策、国の事業など何かないか、県にもいろいろ御助言いただきながら、引き続き研究していければというふうに考えてございます。

2点目の滝前のトイレでございますが、外壁の再塗装によるリフレッシュ工事を今月完了する予定となっております。

もう一点、木材の倒木のお話については、申し訳ないです、私は詳細を承知してございませ

るので、答弁を控えさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ぜひ早急に、電線、電信、そういう電線を地下へ埋めるということも含めて、今後、長い時間はかかると思いますが、しっかり考えていただければなと思います。

それから次に、観光行政の中でやっぱり気になるのは、大変心配するのは観光機構のことなんです、これと関連してちょっと質問したいと思います。

観光機構自身の運営に関わることについては、いろんなことはここで質問はしにくいだろうとは思いますが、できるだけことで答えていただければと思います。

本町の観光機構ですが、これはやっぱりそれまでの観光振興の体制では限界がある、それから従来の公費だけで増加していく経費、これを賄っていくことには無理があるということで多分日本版のDMOとして観光地経営のプロ組織、これが発足したのではないかなと思います。DMOちゅうのは一つのプロ組織だということでいろいろ紹介をされていますので、私もそうだなと思っております。そして、最初の理事長には堀町長が就任したわけですが、それは町としての観光行政の方針を観光機構に生かしていくということで、その体制を考えられたと思いますが、その点について一応町長のほうのお考えを聞かせていただけないか。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 以前から観光行政については、町といろんな関係の団体と一緒にあって、方向性を一方向に持っていくべきではないかというような考えもございましたし、議会の中でもそういうことで先頭に立って観光行政を進めるべきではないかというお話がございましたので、そういったことでDMOを立ち上げたときに私がまずは理事長に就任をして、その後は民間事業者が理事長に就任をしていただいとてるところです。そういったことで議会の皆さん方からも御意見もございましたし、やはり町と様々な観光行政が一体となっていけるようなというように、そういったことで理事長に就任したということでした。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 町と観光行政が一体となってやる、これはそのとおりだと思います。

ほんで、今は町長と吉中課長が理事として入っておられることで、町の意向を観光機構に反映させるということだと思うんですが、私は町の考えをしっかりと反映させるということを考えるのであれば、事務局の責任ですか、事務局長、事務長、そういった方がそういう重要な位置を占める事務を全てを担うわけで、その責任を担うわけですから、そういったところに町の関係者、または町の職員なりを配置して、やるほうがいいのではないかなという思いがあります。といいますのも、田辺のツーリズムビューロー、これが発足したときは、多分、プロパーが10人ほど、それから市から派遣された方が事務長して、ほんで非正規、臨時で入ってる職員さんがあと2名ついて、そういう体制で取組まれたと聞いております。スタートのときですね。もし、そうであったとしたら、市の職員の配置も考えていかなければならないんじゃない

か。そういう意味での事務長を中心に据えていくということで、地元の人間を使うことも大事じゃないかなということも思います。

観光機構でもう一つ気になることがあるんですが、それは観光機構の職員の出入りが激しいということを知っています。今は1期で辞めていく人が多いんじゃないかということですね。そこらはどうお考えでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 他団体のことでございますので、あくまで一般論としてお答えさせていただければと思います。

いかなる組織におきましても職員の定着と育成は、安定した組織の運営上、重要なことだと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そういうことで出入りが激しいという、私はしょっちゅう耳にするんですが。なぜかといいますと、そこをしっかりと調査をしてほしいんですね。何でそういうことになってきているのかと。やっぱり本町にとって一番大事な観光の中で、中心の観光、ここで、その中心になる場所が安定した形で動いてないとなったら、私は憂うべき事態ではないかなというふうに心配をしております。そういうふうに入れ替わりの方が多くなってくると、チームワークというのはなかなか取りにくいと思いますし、その認識はどうお考えでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） こちらも他団体の運営上の機微に触れることでございますので、具体的な内容については控えさせていただくことと存じますが、私は理事の一人ということでございますので、これまでも、これからも適切に関与をしてみたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 政府の答弁みたいなことはできるだけ避けてくださいね。

できたら、やっぱり多額の援助金を出してるわけですから、そこはしっかり、どういう理由で辞めていったのかとか、ここでそんなことがあったのかというようなことについてはきちんと調査をして、そのことをいろんな中で明らかにしていくことが僕は一番大事じゃないか、それがいろんな意味での観光でのつくっていく上での大事な要素に、組織的な大事な要素になってくるんじゃないかなというふうに思います。

次に、その観光機構が——先ほども言いましたように——開設されたときに、私はちょうど議員から外れてましたんで質問する機会もなかったんですが、今、昨年度の予算を今回見ましたら、6,990万円、約7,000万円、これが町の補助として出されてるわけです。この財源の問題ですね。私は、DMOの関係は——さっき言ったように——観光のプロだと、プロの組織がつくられたということにも認識もありますので、その支出、これまた自主財源をつくっていくことでのお考えはないか、その認識はどうなんかなということ、ちょっとお考えを聞かせてい

ただきたいんですが。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光機構の使命ですが、まず自ら稼ぐことが最優先ではございません。地域に稼いでいただくための取組が最優先であるかと考えてございます。目下、そのための必要な費用を町としてしっかり支援してまいりたいと考えてございます。とは申しましても、DMOの自主財源の強化は重要でございます。しかしながら、観光庁が全国170の登録DMO組織を調査した結果を基に、昨年3月、「観光地域づくり法人（DMO）における自主財源開発手法ガイドブック」というものが公表されてございます。そちらを拝見しますと、DMOにおける収入に占める収益事業の割合は、全国平均で15%ということでございました。本町観光機構に限らず、全国的なDMO組織における課題なのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 全国的にもその収益事業はうまくやっていないということらしいですが、日本版のDMOの先駆けだった、先ほど言いました田辺のツーリズムビューローは2006年に誕生しておりますが、当時まだ観光協会もあったと思われま。その中で、当初事業での売上げ、総収入は46.8%しかなかったそうですが、2015年には総収入の74.7%、ここまで引き上げられたと聞きました。ほんで、下呂温泉のほうでは例えば入湯税の1億5,000万円は、その当時、今から何年前か、年度は覚えてないんですが、1億5,000万円はあったと。だから、100万人が入ってるわけですね。その中で、その入湯税を生かして具体的に取組んだということで、うちのほうもそういう入湯税をフルに活用するというのも含めて考えないかんのじゃないかなと思うんですが。そして、特別誘客対策協議会というのがここでは下呂温泉ではつくられたそうですが、そこでは1億円をそっちのほうに回しまして、そこに所属してる組織は観光協会、旅館組合、それから商工会、ここは3つの組織で特別誘客の対策協議会をつくられてるそうです。そういったことも含めて、本町でもそういう組織づくりも、いろんな部会はあるようですが、そういったことも含めて、ぜひ自主財源を少しでも確保できるという取組を、もちろん町なかに稼いでもらうことも大事ですが、そういう取組も考えていかなければならないんじゃないかなと思います。

吉中課長が常任委員会するときにも話をしておりましたが、せとうち観光推進機構、ここは7県、瀬戸内に関係してる県、7県が参加して、地方銀行と連携しながら協力をする協定を結んで、資金源の確保なんかもやってると聞きます。近くの本町では、古座駅にはモンベルとの提携で店舗も開いて、それで古座川でのカヌー教室、こういったことに取り組んで収益率を上げる努力をしてるというふうにも聞くんですが、本町での自主財源、どう考えていけばいいのかということで、町としての財源額をこれもしっかり考えていかなければならないと思うんですが、その点でのお考えがありましたらお願いします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 今、議員おっしゃいましたせとうち観光推進機構、瀬戸内の7県が関わり、それぞれ負担金を出し、企業からの負担金も得ていらっしゃる超広域のDMOでございます。一概に一市町村のDMOと比較できる対象ではないかと存じますが、国交省のホームページにおきまして公表されておりました登録DMOに係る、このDMO様に係る収入見込みによりますと、全国平均には至っていないということでございました。観光機構におきましても自主財源確保の努力はしてくださっておりまして、こちらも同じく公表されております全国の資料を国交省のホームページで拝見しますと、我が町のほうは平均を超えておったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 全国的にはまだまだ収益率が厳しいという状況のお話だろうと思います。

インバウンドのお客さんが増えてる中では、都市部のほうではホテル代が本当に急騰しております、大変な問題になってきてる、倍ぐらいになってるところもあるといいますね。ほんで、大学受験のときを控えてる親御さんにとっては本当に大変な時期に重なるということもあって、困ってる方も多いと聞きました。この場合は宿泊税の問題だとは思いますが、本町の場合にやはり大きいのは入湯税になるかと思います。私は、いずれそういった議論をしていかなければならない時期も来ると思うんですけれども、そういったことでの入湯税対策とか宿泊税対策とかというのは今のところはお考えないのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 税務課長中村君。

○税務課長（中村 崇君） お答えします。

入湯税につきましては、税務課としましても、目的税で、観光振興に充当可能な重要な財源として認識しております。コロナ明けで宿泊客の増加とともに収入も回復傾向にありますので、引き続き財源確保に努めたいと考えさせていただいております。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 入湯税の問題は、入浴してもらう人たちをしっかりと迎えていくことで、ここが一番基本になるわけですが。那須塩原市ですか、コロナ禍の大変なときに入湯税を上げるという、踏み切ったところもあります。そういうことで、できるだけそういうことにならないように、入湯税を上げるというふうなことにならなくても収益を上げる事業、これに取り組んで考えていただきたいと思います。特に、それはここだけの話ではいけないと思うんで、旅館組合の皆さんや民宿組合の皆さん、それから商工会の皆さんや、そういった人たちの意見を聞きながら取り組まないといけないと思うんですが、特に観光行政ではそういったことも、入湯税の問題も大きな要素を占めるようになってくると思いますんで、入湯税のほうをしっかりと売上げで稼げる体制づくり、それをしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、私は観光行政についての最後の質問になるんですが、観光地でありながら、まちが暗いのはやはり気になります。ぜひ明るいまちづくりをどうしていくかというのは考えてほしい



とは思いますが、私はいつもいざかた通りを歩いてまして、昼も暗いし、夜も暗いなということを感じます。その点、新宮市の仲之町商店街、ここは下の舗装が明るいので、割と昼間でも夜でも明るいスタンスで通れるというのを感じております。聞くところによりますと、いざかた通りの道路については暗いままでそのまま、大変なんです、利用料を払っていると私は聞いたんですが、何でと思って聞いてみますと、アーケードを使用しているからという話のようでしたが、それは間違いないのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 築地地区のアーケードにつきましては、昭和50年3月に当時の那智勝浦町商工会長から町道への1,134平方メートル分の占用物件として許可申請が提出されました、那智勝浦町道路占用料徴収条例に基づき、占用料として今日まで納めていただいております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 新宮市に問い合わせてみましたら、新宮市では取っていないということでしたので、勝浦もぜひそうしてあげてほしいなというふうに考えておりますが、それはまた検討してください。

夜のまちが暗いのも大変気になります。街灯も少ないし、港周辺の街灯は消えたままになっている。これは私たまたま行ったことじゃないと思って昨日も行ったんですが、やっぱり暗いですね。切れてるところもあります。以前に、よみがえれ脇仲倶楽部、これが取り組んでいたのだと思いますが、マグロのまちらしく、ビン玉あんどんの活用なんかもいろいろとやっておられたことを覚えておりますが、こういう取組も町として考えたらどうかと思うんですが、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 港周辺の消えてる街灯につきましては、建設課のほうでお答えさせていただきますと思います。

御指摘の街灯につきましては、和歌山県に要望を行いまして、現在、バスターミナル前の護岸から渡の島の入り口までの間で、仮設の街灯5基設置されております。

なお、今年度の予算で、渡の島の敷地内の街灯と渡の島からにぎわい市場付近の足湯までの勝浦港沿いの街灯について、和歌山県が今年度で設計を行い、来年度から整備していく予定となっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 何といたしても観光地ですので、一刻も早く明るいまちにするための努力は早急にやっていただければと思いますが。

ビン玉あんどんの取組はもちろんよみがえれ脇仲倶楽部の人たちが考えてこられたということで、実際に私も会って話を聞いたんですが、実は脇仲倶楽部の人たちは、三重県の志摩市に

びん玉ロードというのがあって、これを視察に行かれたそうです。このびん玉ロードというのは国からの補助を受けて造ったと言われて、聞きました。しかし、このよみがえれ脇仲倶楽部の人たちは自分たちで取り組んできたということで、その財源をそうしたらどうしたんかといいますと、ビン玉の編み上げ体験と、それからそこで得た収益と脇仲倶楽部のメンバー様で作ったビン玉ストラップ、私も購入したことがあるんですが、僕はそれつけた先に多分業者さんがして作ったんだろうかなと最初思ったんですが、実はその脇仲倶楽部の人たちが作ったそうです。ほんで、その収益でやってたそうですが、今はもう財源も枯渇してきたと、そういうふうに言っておられました。そのビン玉ストラップも含めてですが、このビン玉ストラップを考えると、脇仲倶楽部の人たちはただ単に適当に作ったんじゃないくて、いろいろ考えて作られたということも聞いております。それは何かといいますと、いわゆるはえ縄というのは100キロにわたって縄を出しますね、大きいところでは。それを長時間かけて引き上げていくわけですが、紀伊半島で見れば、新宮市から田辺市に匹敵する距離になるんじゃないかなと思います。そういう意味で、はえ縄で地域、人をつなぐ。ほんで、ビン玉は浮きますので、運気を上げる。そういった意味で、本町の経済も浮かせていきたいと、そういうイメージを持ってこの取組をされたそうです。私はそんなことを全然つゆ知らず、大変失礼なことをしたんですが。よみがえれ脇仲倶楽部たちのそういった思いを私は消しては駄目だと思うんですが。脇仲倶楽部のある入船館、あそこへ行きますと、時々私は横の米屋さんにお米を買いに行きますんで、そのときに時々あそこまでわざわざその資料館を見に来ておられる人もおられます。そういう意味では、マグロのまちであれば、ぜひ気軽に入れるマグロ資料館、こういったことも——空き家も多いわけですから——活用して、人通りの多いところにつくってもいいんじゃないかというふうに思いますが、ビン玉あんどんも併せて検討していくこともできませんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 現在、市場のところにTSUNAGOODという施設がございます。施設も一応マグロの見学場でありまして、マグロの御案内もしております。現有施設を有効に利用して、今後調査研究、検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 体験ができるマグロの資料館、ビン玉作りなんかもそうですが、今ではもうビン玉作りに関わる人が多分亡くなっておられるような時期になってきてるんじゃないかなというような気もするんですが、少しでもそういうビン玉を作れる、編み上げができる人がおりましたら、そういう体験も併せて、新マグロ資料館、ぜひ検討していただきたいなと思います。

以上で観光の問題については終わりたいと思います。

次に、老人福祉と子育て支援の問題で質問に入りたいと思いますが、私は、読売新聞で高齢者難聴の問題を取り上げたことがあるんで、この資料を参考にして質問をしたいと思うんで

す。

ここで紹介されていることは、「私は難聴になり、人生を楽しむことはできません」。この方は10年ほど前から聞こえにくくなったという女性の方ですが、「今は近くで向かい合い、大きな声で話してもらわないと相手が言っていることが分からない。補聴器を使ったことがあったが、合わなくなって、やめた」と。結局、高い金かかるからですね。「昨年、夫が亡くなり、独り暮らしに。日々の楽しみを見つけないで、書道やウォーキングのグループに入るかとも考えたが、不安で諦めた」と。「本当はおしゃべりが好きだが、大勢の中に入っても会話ができない。仲間外れにされたわけじゃないのに、そんなに気になるんです」と言っておられました。また、こんな人もこの中に紹介されておりますが、「ある集まりで、気遣って大きな声で話しかけてくれた人がいたのに、ほかの人にうるさいと言われた」と。「悲しかった。大勢の中で独りぼっちはつらいです」。

加齢性難聴は私は誰にでも起きる可能性がありますし、65歳以上、この新聞でも出てるんですが、1,500万人以上が難聴だという推計もされております。ほんで、東京都健康長寿医療センターの研究所の先生が「耳が聞こえにくくなると、歩行速度が遅くなり、バランス能力が低下して、転倒が起きやすくなる」と指摘し、「難聴に気づくのが一番対処の方法だ」と言われております。高齢で独り暮らしになってしまうとおさらですね。私は、ある自治体では加齢性難聴を早期発見するために聴力チェック会を開いてるところもあるというところも聞きます。聞こえが悪くなったら早期発見、早期治療です。加齢性難聴の主な解決策と言えば、やっぱり補聴器となるので、ぜひ補聴器、相談員を設けてる地域もあるらしいです。そういったことで、認知症を抑えることが逆に医療費を抑えていくということになりますので、難聴になればやっぱり認知症の方が多くなるということも言われております。そういう意味で、そういった取組も必要になるんじゃないかなと思うんですが、その点もぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

補聴器購入補助についてかと思えます。

加齢とともに難聴になっていくことで引き籠もりがちになり、社会参加がそがれ、フレイル、要介護へと、そういった方もおられるものと考えられます。ただ、補聴器の装着につきましては、トレーニングが必要で、慣れるのに苦労される方もおられます。しっかり活用し続けることが重要になってきます。

補聴器の助成制度につきましては、住民の方から数件問合せがある一方で、購入しても使用されていない場合も多いという意見もいただいております。福祉課としましては、今すぐ助成していく考えはございません。そういった部分も含め、慎重にと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今のところはできないという答弁だったかと思うんですが、うちは今四十何%ですか、高齢者比率が、そういった状況になっておりますので、認知症対策としてもぜひ

ひこれは検討していった、できるだけ対応はできるようにしていただきたいなと思います。加齢性の難聴の場合は、誰でもそういう時期が来るわけですから、そこに焦点を当てるように、ぜひ考えていただければなと思います。

次に、子育て支援の問題ですが、それについては教材費の無償化の問題で前も言ったんですが、学習支援や食料支援、これを行う認定NPO法人キッズドアというところがあります。同団体が支援する子育て困窮世帯約2,000世帯がいるそうですが、そこでアンケートを取ったら、もう昨年と比べて生活が厳しくなったというのがもうとてつもないということですね。生活をやっていけないという人がかなり多い。子供たちへの影響も深刻になっていると報告されております。今の社会は、教育や学力、それから医療や生命の問題、そして僕は最近スポーツでも思うんですが、その格差が広がってきて、財力がないといろんなところで成功ができないというパターンが増えてきてるんじゃないかなと思います。そういう意味では、経済的な格差によって子供が犠牲にならないように、義務教育での無償化、これ早急に取り組んでもらえないかなと。少しでも取り組みながら、枠を広げながら進めていくということからでのスタートでもいいと思うんですが、ぜひそういう無償化の方向に向けての取組はできないものかと常々思っていますが、そこらで新たに、前回のときと一歩進んだ考え方はありませんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教材費の無償化ということでございます。

前回、9月議会のほうでも同様の御質問がございまして、その際の答弁と重複いたしますけれども、本町の小・中学校におきましては、国から無償給与される学年、学科別の教科書以外の必要な教材費について、各学年ごとに学級費などの名目で、小学校で一月1,000円から2,000円、中学校で一月3,000円を収集させていただいております。

無償化に取り組んでくださいという御質問でございますけれども、国、県、そして近隣自治体など動向等に留意いたしまして、また本町においては児童数や財政状況なども総合的に勘案しながら検討していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私は日体大を出ておりますので、スポーツの世界でも最近いろいろ有名になっておられる方を見ましても、最近、格差によって、経済的な格差でそういうことがやっぱりスポーツの世界にも現れてるなというのがよく分かります。昔のように苦学や独学で力をつけるという時代は、もう私が社会人になった頃はそういうこともまだあったんですけども、最近、世の中の動きを見ますと、特に受益者負担になってからでは、大学生の奨学金も結局サラ金と同じになって、大学卒業と同時に多額の借金をして社会に出ていかないかと、そういうような状況になってるわけですから、そういった学生の皆さんもそういうことになればスタートから借金地獄になります。これではやっぱり若い人たちの未来や子供たちの未来は暗くなっていきますので。貧困のために最近では不登校になるということも、文房具が買えずに不登校になってくると、こういった子も多くなっていると聞きます。そういう点では、貧困家庭の

児童に不登校が増えているのもそういった流れの中で全国的に出てきてると思います。だからこそ、今、全国的にも高等教育の無償化の問題、そういったことが取り上げ始められてるんじゃないかなと思います。義務教育の段階での子供の教育を受ける権利、これを守っていくためには、やっぱり教材費の無償化、これも考えていくことが必要だし、それから就学援助の枠を拡大していくことも大事じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ今後の取組として検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） お答えいたします。

就学援助費についてでございますが、就学援助費につきましては、現在、経済的理由で学校への通学が困難な方ということを対象といたしまして、準要保護世帯143名、それから特別支援教育就学世帯29名に対して学用品費等の支給を行っております。支給基準は、特別支援教育就学世帯につきましては国庫基準がございますので、これを触るということはちょっと難しいかなと考えております。そしてあと、準要保護世帯につきましては、町民税非課税世帯や国民年金掛金の減免世帯、それから児童扶養手当受給世帯など、市町村の定める基準となっております。一律にこれらの所得制限を対象者の拡大ということで引き下げるということは、制度の趣旨と照らし合わせると、難しいのではないかと考えてございますけれども、これらの認定基準につきましては各自治体によってまちまちでございます。ほかの自治体の認定基準なども調査しながら、必要な要件の追加などにつきましては今後も検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今の答弁にありましたように、本当に就学援助の基準、認定基準は自治体によってまちまちなんです。だから、現に隣のまちでは教材費の無償化、これに取り組んでおります。だから、そう考えますと、やっぱり若者世代、子育て世代の皆さんは子育てしやすい場所へどうしても移っていくということが考えられますので、そういう認定基準が自治体によってまちまちであるのであれば、その支給の枠を少しでも広げられるように、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

それから次に、私、国民大運動実行委員会というところがありまして、ここが対町交渉やったときに一緒に参加させてもらいました。そのときに、会計年度任用職員の皆さんの待遇改善の問題で、せんだって一般職員の皆さんには4月に遡って給与の改定が実施されるということで聞いたんですが、その国民大運動実行委員会のときに私はちょっと、ええっと思ったんですが、本町の場合は会計年度任用さんについてはいわゆる遡及支給、4月に遡っての支給はしないということ聞いたんですが、それで間違いないですね。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

会計年度任用職員の給与改定につきましては、4月に遡っての支給はいたしてございませ

ん。これは会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で規定されているところでございます。しかしながら、和歌山県人事院勧告におきまして、正職員の給与が改正された場合、会計年度任用職員の給与においても正職員に準じて改定することが適当とされたところでございます。これを受け、令和6年度から遡及するよう検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 条例に基づいてということですが、聞くところによりますと、新宮東牟婁で、自治体との交渉の中で、4月からの遡及はしないというふうに言われたのはうちだけというふうに聞いたんです。ほかのところは遡及をするということでの回答があったと聞きますが、それはそうでしょうか。どうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

他の市町村の件につきましては、今現在把握してございません。本町の件につきましては、現時点における会計年度任用職員の給与条例に関しましては、正職員の給与が改正された場合において、その運用は翌年度の4月1日とすると規定しているところでございます。理由といたしましては、会計年度任用職員の任用時におきまして勤務条件通知書を交わします。その際に、遡及についての説明をしておらず、遡及した場合は条件が変わってしまいます。例えば配偶者の扶養の範囲内であった給与が範囲外となる場合等も生じてくることが考えられます。任用時において、正職員の給与表が改定され遡及した場合は会計年度任用職員も遡及適用することを説明した上で適用すべきであると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ほかの自治体はそういう体制を組んだということで、交渉の中で回答してるわけですから、私、そうであれば、やっぱりほかのところがどのような形でやってるのか調べたらいいと思うんですけども、そういったことはされなかったんですか。

ほんで、遡及をやっていくって、やっぱり職員さんのことを考えますと、後で男女比率のほうも、会計年度の職員さん、全体の職員さんの何割おるんか、それから男女比率も教えてほしいんですが、本町で窓口業務されておる方は私は大体会計年度の職員さんと聞いたんですが、そうでしょうか。それも教えてください。

それから、今、国会でも公務労働の問題で非正規労働者の働き方が問題になっておりますけれども、女性職員の働き方、これジェンダー平等の観点から賃金格差も問題をされております。そういう意味で、会計年度任用の職員さんは結局必要だからあそこに配置をされてると思うんですね。そうじゃなければ、ただ単にそこへ入ってもらう職員さんはコストカットのためにそこへ配置をされてるんでしょうか。そこらはどんなお考えでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

現在、本町で窓口対応する会計年度任用職員というところがございますが、基本的には2名でございます。会計年度任用職員の任用につきましては、職種にもよりますが、業務量に合わせて、一般職員より短い勤務時間での採用としてございます。一般事務補助職員の場合であれば、あくまで正職員の事務の補助を事務内容としているところがございます。正職員と同一の勤務体系、職種、仕事内容ではございません。

あと、会計年度任用職員につきまして、令和5年4月1日現在の職員数でございますが、病院職員を除きまして185名、男女比につきましては男性が18%、女性が82%というような形になってございます。

また、全職員に占める会計年度任用職員の割合は、これも病院職員を除きまして46.6%でございます。会計年度の職員数の割合が46.6%となっております。

あと、もう一点でございます。同一労働同一賃金というなお話でございました。窓口業務のサポートに従事する会計年度任用職員のほうにつきましては、当然、業務といたしまして、窓口の中でいろんな対応をすることでございます。そのような中で、当然、業務の中心は窓口、先ほど申しました2名の職員につきましては、窓口の対応がメインというような形で任命しているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10分前です。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 結局、職員の補助的な仕事をするということで答弁されたんですが、それであれば、窓口だけじゃなくて、職員を、会計年度任用制の方を増やして、その人を分配すればいいわけですから。私は、多分、結局、コストカットの対応になってしまうんじゃないか、特にその中で女性がやっぱり82%を占めてる、非正規の、それが大きな問題だと思います。そういう意味では、少しでも会計年度の職員さんが本当にちゃんと仕事をしたいということであれば、正規採用するとかということも含めて、ぜひ検討していただきたい、このように考えてます。

そういう意味でですが、窓口のほうで対応されてるという方はたったの2名だけということなんですか。それで、ちょっとすいません、最後に。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 一般的に各課それぞれ窓口業務というのはございますが、基本的に住民課の窓口で対応しております会計年度任用職員につきましては2名でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 窓口対応されてる方、会計任用制度の方、補助的な役割をするということになりますと、そういう形での配置になってこようかと思えますんで、そこらではできるだけ——そういう待遇改善も含めて——会計年度の任用職員さんが安心して働ける。先ほどもちょっと言いましたが、やっぱり職員さんは給与が上がったのに、同じような仕事をして、ほか

の会計年度の任用職員さんは全然上がりません。結局、それは来年の9月になってやるのであれば、そこはちょっと知恵を絞って、ほかのところ、ほかの自治体はどうしてるのか、どういうふうにして支給の制度、遡及で支給できる制度を取ってるのか、そこを聞いてもらって、やっぱり対応していくべきだと思います。そうしないと、私、次のところもあるんですが、次に会計年度のやつでは通勤手当の問題も出てきます。遠方の小・中学校に通う支援員さん、これがおられるんですが、遠距離のために交通費が毎月3,000円ほど赤字になるゆうんですね。やっぱり大きいですよ、そういう方にとっては。そのために、なぜ、多分、それ私が聞いたのは1名だと聞いたんですが、ぜひそういった人に対しても、職員さんとして採用したわけだから、ぜひそういったとこのきちんと保障もしてあげるべきじゃないかなと思うんですが、そこらはいかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 会計年度任用職員の通勤手当につきましては、正職員と同じ基準で運用してるところでございます。自動車や電車、バス等により支給基準は異なります。本町では自家用車での通勤が多いものと思いますが、自家用車の通勤手当の基準につきましては、国家公務員の自動車の通勤手当の基準に準じてございまして、自宅から勤務地までの距離に応じて通勤手当を支給しているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5分前です。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 自家用車で行かれるという、この方は、私が聞いた、色川の方、支援員として行っておられる方って聞きました。どうしても、そういうところであれば、募集すれば、時間的に言うたら、やっぱり自家用車になってきますよね。そういうときに柔軟に対応してあげるのがやっぱり行政の仕事ではないでしょうか。だから、必ずバスで通うということを義務づけるわけですか。それやったらそれで、そういう説明をしてあげなければならないと思いますが。そのときに多分、通勤時間、距離に合わせて交通費を出しますというようなことで説明は最初にされてるんですか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 会計年度任用職員さんにつきましては、まず採用時におきまして勤務条件通知書を交付する仕組みとなっております。その中で通勤手当についての項目もございます。ただ、その部分について細かく幾らになるよというようなところまでは事前に通知はできていないものと思いますが、事前に通勤手当については項目として上がっているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私も城南中学に通ってたときに、道を別の道で書いていましたら、ここではちょっと料金が高く、交通費が高くなりますんで変えてくださいと言われて書き直したこ



と覚えはありますが。一般的にはそこまで説明はされてないです。だから、自家用車でああいうところちゅうのはどうしても通わな仕方ないと思うんですよ。だから、そういうところに対しての柔軟な対応をぜひしてあげてほしいなと思います。

私は、もうあと時間のほうもありますんで、あと自衛隊員のあれを聞くつもりでおったんですが、これはまた次回のときに回したいと思います。名簿提供については、これを次のときに。

最後に、防災のところちょっと、前回、交渉のときに言い忘れたんですが、あそこの忠魂碑裏の急傾斜地ですが、これ私も建設課のほうにも何回か行って、県の方にもお願いして、見に行ってもらったんですが、非常に危険な状態です。ほんで、のり面のところがもうほんまに剥がれてきたり割れてきたりで、放ついたら、大雨降ったときに、本当にあそこがばあんと噴き出したら大変なことになると思いますね、あそこら一带は割と結構家が密集してますんで。そういう意味で、早うそういった危険場所、これをできるだけ早く、急傾斜地については区のほうからも多分要望も出てると思うんですが、ぜひ検討して早急に手当て、ほんで多分急傾斜の場合は県の予算になってくると思いますんで、それを含めて、ぜひ対応してやってみてほしいなと。積極的に来年度の予算では組んでもらえるように、今年はなかったそうですが、ぜひ組んでもらえるようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 10番津本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開11時10分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時59分 休憩

11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

お手元に資料を配付してありますが、3番議員より、一般質問に際し、皆様の理解の一助になるもので、配付したいとの申出があったものです。議長はこれを許可しましたので、報告します。

それでは、3番城本議員の一般質問を許可します。

3番城本君。

○3番（城本和男君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、太田川の流木なんですけども、流出木、河川管理と森林の管理について質問させていただきます。

前に6月にも質問させていただきました。この8月15日に、お盆の時期に台風7号がちょうど紀伊半島を直撃したような形になりまして、線状降水帯が発生し、全国的にも交通の混乱、そして那智勝浦町におきましても色川などで相当な雨が降りました。風による被害ということで、停電が起こり、倒木、そして農業関係の被害も相当ありました。その台風の後には太田川のほうを見て回ったんですけども、やはり太田川の河川の管理、何か気になりますので、再度今

回質問させていただきたいと思います。

もちろん、太田川の河川は県の管理でありまして、本町は河川の状況等を県に報告すると。県と連携して対応しますが基本かと思えます。しかし、前回6月の質問の中で、県のほうから流出するおそれのある伐採木等の監視を強化すると。雨水等で下流に流れ出て、災害の要因となるような、そういう流出木については一般廃棄物の不法投棄だというふうなことで、市町村と連携して監視しますというふうなこととなっていますと私のほうは質問させていただきました。これにつきまして、当時の農林水産課長は、承知しており、伐採届が出されていない事業者や森林所有者について、河川に流出するおそれのある場所の伐採木を放置しないよう注意喚起を行っているかと答弁をいただきました。その後、私、この太田川流域で特に気になるようなところはありますかと、流出しそうなところ、そんな山林はありますかというふうなことでお伺いしたのですが、それについて、県のほうから特に報告はありませんとお答えでありました。これ私あれっと思ったんですけども、実際流れそうなところはないですかって聞いたんですけど、担当課のほうではそういう視点じゃないんですね。山は個人が管理するので、注意するだけと、そういうことなんですね。そうではないと思うんですね、私。仕事の所管の上ではそうなんですけども、そんなところがないか、町はやっぱりそういう状況を把握すべきだと思います。全部を把握できるとは思いませんけども、流域について把握すべきじゃないかと思えます。本町内の山や川の管理、これはもう一体として考えていく必要があると思えます。各課連携して、何か御検討いただけないかということで、話合できないかということで質問させていただいたんですけど、その後、この件につきまして各課で対応とか検討されましたか。その点お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課におきましては、農林水産課と協議や検討は行わせていただいておりますが、太田川河川内の流木につきましては、人工護岸で整備されていない私有山林に隣接する護岸の決壊や浸食に伴う倒木と支流からのものがほとんどでございまして、台風などの豪雨の後、職員がパトロール目視で確認し、河川内に倒れているものにつきましては、従来どおり和歌山県へ対処をしてもらうよう連絡してるところでございます。

なお、川沿いの倒れていないものや敷地の奥にある目視で確認できない倒木など、水位が上がれば流木になるおそれのあるものにつきまして、事前に撤去などの対応が難しい状況でございますので、河川管理者の和歌山県と協議して、今後対策を検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） きっちり御返答いただいたんですけども、河川の管理はもうこの建設課、森林の保全管理は農林水産課、災害の要因となる伐採木、その不法投棄については住民課ということで、しかも基本は県の管理ということなんで、誰も直接責任がないような感じに見えるんですね。何度もこの質問して失礼なんですけども、太田や下里の流域では実際に流木が流

れてるんですよね。橋や護岸に引っかかっている。そちらも写真提示してますけど、こういうふうな形で、実際には太田川にはこの流木が流れてるんですね。前回の質問で建設課から、災害防止のためにも県に状況報告して、撤去するようお願いしてると、今も御答弁いただきましたけども。大きなものは撤去していただいていると思うんですけど、大半はやはり河川に放置されて、この写真のとおりですね。海まで流れて、また海岸に打ち上がると。県も護岸の、海岸の清掃協力してくれてますけども、地元の高芝、下里、天満、粉白は、雨が降るたんびに、台風のたんびに清掃をしております。湯川、勝浦、浜ノ宮、宇久井も一緒だと思うんですね。先日、高芝のほうで清掃作業がありました。これは町長も参加していただいて、それから5番議員さんの関係の渚の会も多く出ていただいております。これ大きなものはやっぱり杉や経済林もあるんですね。こういうふうな状況だったんですけども、相当な流木が流れております。このように大きなものは杉やヒノキの経済林もあるんですね。やっぱり、実際、生木みたいな、こんな状態なんですね。

もう一度建設課長にお聞きしたいんですけども、この程度の流木であれば仕方ないというのかどうか。これは許容範囲なんですか。私も素人なんで、お伺いしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 流木の対応につきましては、少量多量にかかわらず、本来であれば河川管理者あるいは海岸管理者が対応するものと認識しております。ただし、例えば橋脚と橋脚の間に多数流木が引っかかって、大量の流木が河床にたまっている場合など、治水上、著しく危険なもの以外の散在する少量の流木につきましては、撤去の優先度などから、早急に対応できてない現場もあるというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） やはり災害の要因となりそうなものがまず優先されるということですよね。河川の護岸の問題なのか。それとも、森林の管理の問題なのか。自然林については、もうやはり自然の流木というのも、それから土砂の流出というのも、川だから仕方ないと思うんですね。しかし、経済林について流木が発生しているというのは、これは私ちょっと問題だと思うんです。このことについて誰がどう対処するんか、誰がどう対応しなければならないのか。これ県の河川の護岸の管理、先ほど答弁いただきましたが、それと山林所有者の管理、これ治山の問題だと思います。

そして、流出してる山の状況なんですけども、これは私が台風の後に撮ってきた写真なんですけども、これまさに流れ出ますよね。こういう状態なんですね。これ太田川で実際に経済林が流出してる所なんですけども。この写真を見ていただいて、町はこの状態でいいと思っておられるのかどうか、お伺いします。また、この状態にあるということを町は御承知なんですか。お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議員おっしゃいますとおり、そのまま放置すれば、行く行くはまた流

れ出て、河口に流木として橋脚などに引っかかるという危険性はございますので、和歌山県のほうにも対応していただけるよう相談はさせていただきます。

そして、流出する箇所につきましては、護岸が整備されてない区間、とりわけ紀伊半島大水害以降の災害復旧助成事業、これは南大居の築紫地区から色川方面に向かって整備がされなかった区間でございます。その区間のほとんどが自然護岸のままでございますので、山林からの流木流出などを防ぐ目的でも護岸の整備を和歌山県のほうに要望したいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） やはりこの状態というのは異常な状態だと思いますんで、早急に県のほうにも報告なり要望していただきたいと思います。

森林については森林環境譲与税の関係で森林環境整備費のほうが組まれています。長い間手入れがされずに放置されている山林が多いということで、間伐補助事業をされておりますけども、今後もそれについては計画的に間伐事業はされていくと思うんですね。その一部をこのような危険なというか必要な箇所に手当とする、そういうことはできないのでしょうか。危険な場所があって、それにこの補助金を使えないかということは議長も前におっしゃっておられました。これ確かに難しい面もあると思うんですけども、しかし、川の管理は、山の管理で、それは海にもつながっている。まさに、この豊かな水資源、太田川の保全にも関わってくる話であります。この元の流木の発生、山が荒れてるという状況、これを少しでも防がないと、大きな災害の要因にもなりかねません。これベンチより先にやるべきことなのかなとも思います。もちろん、個人所有のもので、個人の責任ではありますが、森林環境の保全の補助金を活用するなどして、所有者と連携して森林整備を促す、必要なところに少しでも必要な手だてをできないかと思えます。その点お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、今回の件につきましては、個人の資産ということでありますので、適正な維持管理はその所有者ということになります。当課としましては、まずは所有者への森林の維持管理としまして伐採後の適正管理、ここまではこれまでもやっていましたが、ここからとしまして、注意喚起策としまして広報への掲載、そしてまた啓発物の配布を行っていきたいというふうに思っております。そしてまた、場合によっては伐採後の現地確認も行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 各課連携して現地確認等、一度お願いしたいと思えます。

これは、まさに町長が言われてます那智の滝の森づくり100年構想、それにも通じる話であります。町長は広く大きな視野で自然環境問題を見ておられますので、最後に町長の御答弁をお願いします。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 特に太田川流域の流木につきましては、これ防災上もぜひ撤去なりというようにすることをする必要があると思っております。私も色川とか行くごとに本数を数えようか思ったんですが、もうかなりの本数ありますし、しかも倒れてないまでも根がもうやられて、次の台風が来たら流れるだろうなというようなこともあります。ただ、それは民地の所有者がございますので、なかなかうちがすぐに施策で何かできるかっていうと難しいところがあるんですが、森林環境譲与税なんかでもできる限り防災に役立てるような使い方ができないかということで、県や国にもそういったことを申し上げて、より使い勝手のいいような形で防災につなげていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） ありがとうございます。どうかよろしくお願いします。

次に、名誉町民の中村覺之助氏の顕彰についてお伺いしたいと思います。

これも3月にお伺いをいたしました。来年の世界遺産登録20周年に当たりまして、氏の功績、八咫鳥、そして熊野とのゆえん、熊野那智を全国に発信する絶好の機会だと思っております。日本のサッカーの生みの親と言われる覺之助氏ゆかりの道の駅には展示があります。そしてまた、体文にも展示がありますけども、さらにこの氏の顕彰を行っていただきたいと質問をさせていただきました。

そのときの御答弁なんですけども、名誉町民の担当課は総務課の所管で、展示や広報等の特に今後の予定はないと。観光企画課のほうでは、本町への集客につながるようなイベント、そういうのを考えていきたいと。それから、町長からは、氏を顕彰するようなサッカー大会の実施を今後検討していくという御答弁をいただきました。その後、私の申し上げた覺之助氏の顕彰に関する御検討は進んでいるのかどうか。具体的にどうしていく予定なのか。ありましたら、お伺いいたします。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 中村覺之助氏の顕彰についてということでございます。

まず、本町の名誉町民につきましては、昭和63年に西田修平氏、そして令和3年に中村覺之助氏とお二方がございます。このうち西田修平氏につきましては、棒高跳び選手として、1932年ロサンゼルス、1936年ベルリンの両オリンピックにおける活躍と競技生活を終えた後も日本陸上競技界における貢献、その栄光を後世に伝えるため、西田修平記念陸上競技大会が和歌山陸上競技協会の主催により実施され、陸上競技を志す若い選手たちへの伝承とされているところでございます。

一方で、中村覺之助氏につきましては、その名前を冠した競技会はまだ実施されておられません。そのため、本町では現在、氏の日本サッカーの普及に大きく寄与され、郷土である那智勝浦町の名声を全国に広められたその功績を広く紹介し、スポーツ振興、とりわけサッカー競技の振興を行うため、中村覺之助氏の名前を冠した少年サッカー大会の開催を現在検討している

ところでございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） ぜひともそれ実現お願いしたいと思います。

それは分かるんですけども、私は前回、展示や催物だけじゃなしに、ソフト面で覺之助氏の功績が分かるアニメとか漫画偉人伝のように分かりやすく、特に子供たちに分かってもらえるような、見てもらえるような、そんな動画を、資料とか、そういうのを作っていただけないかというふうな提案をさせていただきました。ちょうど来年は世界遺産の登録の20周年の年になりますので、こんな巡り合わせ、機会はないんじゃないかと。実施すれば、もう県下でも、那智勝浦町、県下で1番ってのがまずあれなんですけども、県下でも事例がないんで、これ大きな話題になると思うんですよね。

この夏にはワールドカップの女子、なでしこジャパンの関係で、4位、4強にはなれませんでしたけども、勢いがあった、世界に対して堂々とした闘いぶりであった。これに関連して、そのワールドカップの前に、2011年に世界に導いた佐々木元監督ですか、それと日本サッカー協会の関係者の方が熊野那智大社を参詣して、日本代表の必勝を祈願した。これはやっぱりサッカー協会のシンボルマークが熊野の守り神とされる八咫鳥であるということから、されることから、ワールドカップのたびに協会の関係者が参拝をされている。そして、町長も一緒に参列をされておりました。

世界遺産登録の20周年のこの年に、子供たちにやはり覺之助氏のサッカーに対する情熱、そして日本サッカーの生みの親と言われる偉業を伝えていく絶好の機会だと思うんです。あれから私も何人かの方とこのような話をさせていただく中で、城本君、これええやないかと、もうぜひやってもらうように働きかけたらどうなという御意見を多くいただきました。それで、もう一度お願いしたいなということで今日質問させていただいております。これ町長をはじめ皆さんの気持ちは一緒だと思うんです。そしてまた、熊野三山協議会でも、県でも御協力いただける話だと思います。特にこの三山協議会につきましては、覺之助氏の殿堂入りをPRしようということを目的ともしております。こういう形で名誉町民を顕彰する動画を作成して、ホームページに載せている、アップしてる自治体も全国には幾つかあるんです。なぜこれが実現できないのか、やってもらえないのか。費用的にもそんなにかかるものじゃないと思うんです。やりたいけれども、何か懸念材料、課題があるのかと。その点お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 中村覺之助氏と、そして西田修平氏の功績等につきましては、先ほど議員のほうから御紹介ありました体育文化会館のロビーの一角に名誉町民コーナーを設けておりまして、紹介しているところでございます。

また、このお二人のような郷土の偉人の紹介につきましては、これにとどまらず、例えば町のホームページにおける紹介をはじめまして、町立図書館における企画展示などの企画など開催など、今後も様々な方法により広くお二人の功績を紹介してまいりたいと考えてございます。

先ほど動画がなぜできないのかということで議員から御質問ございましたが、それができないということはないので、特にそれに直接関連する理由はないんですけども、どういった方法が効果的か、そういったことも含めて今考えてる、今後も考えているところでございます。まず、先ほど御紹介させていただきました名前を冠したサッカー大会ということをしてできれば来年度開催したいと考えてございますので、どうぞ御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） ごめんなさい。やる気がないということに聞こえてしまうんですが、申し訳ないです。

名誉町民の顕彰とか事務については総務課、そして熊野や八咫鳥の関係については企画の観光企画課ですね。今のスポーツ振興については教育委員会。お互いに関係して、主になってやろうというか、考えようというふうな担当部署というんか、担当者がいないような気がするんですね。お互いに遠慮し合ってるのか知らんですけども、この中村覺之助氏を顕彰する動画を作ってもらえないのかなと言って尋ねても、誰からも明確な返事がいただけないんですね。これ誰かまとめてくれる人がないかな、人が必要なんじゃないかと思うんですね。今、動画で情報発信する時代なんですね。クールジャパン、日本のアニメは非常に注目されています。資料も動画で残していくって、子供たちのために残していくという、作成できないかと思っております。世界遺産の20周年の来年度に、多くの子供たちのためにも。これ補助金も活用できると思うんです。地元の名誉町民を顕彰することができないんでしょうか。最後に町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 名誉町民に推挙というか、議会の議員の皆さん方に御承認をいただいたのは、ちょうどサッカー協会が100周年のときでありました。今、サッカー協会の殿堂入りできないかというようなことで、協会の殿堂なんですけれども、中村覺之助さんは、ですから協会できる前にサッカーのルールを日本に紹介したということなんで、協会の中にはなかなか難しいよと言われてるところでございます。中村さんにつきましては、かねてから私は名誉町民にというようなことで、実際に名誉町民になっていただきましたし、八咫鳥の関係なんかもやっぱり中村覺之助さんがおったからこそ日本サッカー協会のシンボルマークになったんだというようなことを、確定ではないんですが、私どもはもうそういうふうに思ってますし、そういう意味では大変な功績があったかと思えます。ただ、映像とかそういうことになると、早くにお亡くなりになられましたので、どういうふうな形で紹介する方法があるのかという、なかなか難しいなというふうに思うんです。というのは、例えばキャプテン翼とか、あれを見て本当にサッカー少年になったという子がたくさんいらっしゃるんですけど、その漫画家の方がこういう物語でこういう漫画を作ったんだとか、そういった物語って作れると思うんですけど、そういう意味では、覺之助さんについてはなかなか映像とかそういったもの紹介しづらいというのが実際のところで、がゆえに、なかなか映像と言われても難しいなというのが私の正直な感想です。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 早くに亡くなられたからというんじゃないしに、やっぱり名誉町民ですから、そこらは何らかの形で顕彰、それが私たちの使命だと思うんですけども。そして、資料、人生をきちっと紙芝居みたいな形ででも作っていくことはできると思うんですね。それと、やはりこの資料をまとめていかないと、覺之助氏がやった偉業を伝えていくための資料もそういう中へまとめていかないと、それがあれば十分ボリュームはできると思うんですね。誰かに尋ねられたのかどうか。その前に、失礼ですけども、なかなかやってもらえないということですね。前回申し上げまして、私は覺之助さんだけじゃなしに、先ほどおっしゃっていただきました西田修平さん、その方を顕彰するための動画も作っていただきたい。次には、西田修平さんについては、有名な大江選手との友情のメダルのお話もありますので、もうぜひとも那智勝浦町の名誉町民の功績を、子供たちのために、次世代に伝えていただきたいと思います。その使命がちょうど私たちにあると思いますので、どうかよろしくお願いします。町長、よろしくお願いします。

それでは最後に、前回、3月にも質問させていただきましたが、本町内にある太地町の地域福祉センター柵について、私は基本的にはこういう地域の福祉センターというのは必要であり、その活用とか運営の仕方、これはやはりいろいろと学ぶべきところは多いと思います。しかし、公の施設の設置については市町村の中に設けるのが基本なんですね。そして、地方自治法に基づいて行わなければならない、これは当たり前ですね。法律は守らなきゃならない、遵守しなければならない。隣の町に公の施設を設置するというのは特殊な事例なんですね。この事例は両町の協議が必要ではないのか。今日、議長のお許しを得て配付させていただいてますけども、これを見ていただいたら分かるんですけども、そういう特殊な例に対して書かれてある条文なんですよ。この事案は町の協議が必要でないのか。前回、この3月の一般質問、私させていただいたんですけど、そのとき、どうなりますかということで、私の問いに対して総務課長から、令和2年3月30日に副町長、福祉課長、総務課長の3人で太地町役場へ行き、この施設の設置について話を聞いた。太地町さんは、この施設の設置に当たり、県の市町村課に確認の上、協議の必要のないものであると判断しているということでした。そういう御答弁をいただきました。そこで、私は、本町はこの協議や議会の議決の必要性について県に確認しましたかとお聞きしたんですけども、そのとき総務課長のお答えは、本来必要であれば相手先から申出があるのが本来の形であると考えています。一自治体が判断されてることでございますとの御答弁でありました。これ非常に大人の対応のように見えるんですけども、これでいいんでしょうか。これ確認しないで、そのまま、このまま、ひょっとすると私たちも地方自治法に違反してることになりませんか。私は、法律を普通に理解してる人であれば分かると思うんですね。これ見ていただいていると思うんですけども。総務課長、これ分かりますよね。分かります。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。



○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

今、手元の資料を拝見しております。地方自治法第244条の3ということで、この書いてあるとおりでと理解いたします。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 町当局もそうなんですけども、議会議員としても私すごい責任を感じてるんですね。議会議員としても責任を感じてるということを申し上げました。

改めてお聞きしますけども、市町村課にこの件について本町は照会をかけたのかどうか、お伺いをします。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 個人的な問合せみたいなことは、どうなんかなというようなことは聞いてたと思うんですけれども、公式的に那智勝浦町として見解を求めたことはございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 電話等で確認したけども、文書等ではしてないということですね。はい。

ここに太地町さんの会議録が、コピーあるんですけれども、これ今閲覧できるものなんですけれども、先に言っときますけども、隣の町のことや議会についてどうこう言うつもりはございません。そんな権限もありません、私自身。これから引用させてもらいたいと思うんですけれども。令和5年3月の議会の一般質問の内容なんですけど、これ会議録ですから公式なものですよね。太地町の議員さんが質問されてまして、そのときの内容なんですけども、隣の町から指摘があったので、勝浦から指摘があったので、令和4年、昨年暮れに市町村課の副課長と会ったと。そこでの話なんですけども、ここに書いてあるのは、その頃の記録に、平成30年頃、太地町から問合せがあり、地域福祉センター椰の設置は、地方自治法第244条の3第1項に該当するので、協議が必要であると答えた。その後、両町がどういうふうにして決定したかは分からないと言ってるんですね、この中で。これは太地町さんの議会の会議録に載っている、議員さんが言った話ですよ。そういうふうにしたと。その会議録の続きには、それに対する太地町の当時の総務課長さんの答弁が載ってますけども、この件についてはいろいろ市町村課でも協議をして、いろいろと逐条も見て勉強させていただいて、そのことについて、議員さんがおっしゃるとおり、隣町との協議が必要だと思いましたので、これ今までは市町村課で協議の必要がないことを確認済みですというふうにして答えられてたと思うんですけど、いつの間にか、議員さんがおっしゃるとおり、隣町との協議が必要だと思いましたので。その続きは副町長、総務課長、福祉課長、勝浦の方に来ていただいて、こうこうこういうことだから地方自治法に抵触してないよと、議会の議決も要らないんだよということを言わせていただいて、資料を提示しました。勝浦の副町長、総務課長、福祉課長も納得の上でやっております。以上です。そう、この中に記載があるんですよ。勝浦の副町長、総務課長、福祉課長も納得の上でやっておりますということなんですけど、これは当時の副

町長さんは替わられていますし、これ総務課長さんは本人なんです。このことについて本当なのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 私のほうでも、令和5年3月議会の太地町さんの会議録につきましては確認いたしました。その内容につきまして、私自身で感じたところ、疑義は生じてございます。2点でございます。議員おっしゃいました話の中、市町村課で確認をしたところの内容ですね、その点。それからあとは、太地町さんが必要と思われたので那智勝浦のほうと協議を行ったというようなくだり、その2点でございます。私のほうで聞いた限りにおきましては、まず判断の一つとしては、市町村課として必要ないというような判断を聞いているというところで説明を受けてございます。また、もう一点、太地町さんが協議の必要を感じたので出向いたという点につきましては、当時の1番議員、現3番議員から一般質問を受けて、その後、副町長、私、福祉課長の3名で、その件、一般質問を受けたから、私どもから出向いて、太地町さんをお願いして、どういういきさつでというようなところを聞きに行ったというのが事実でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） そうですね。そのとおりですね。私もそう思いました。

本来、この市町村間の協議というのはどのように進められるべきものなのか、もし協議があるとすれば、合併の協議なんかのときもありますけども、広域行政とか市町村間の調整、これ企画の所管だと思うんですけどね、観光企画課。観光企画課長、どうお思いですか、この協議がされていて。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議員おっしゃいますとおり、この法令の中身を見て、また本来はどうよというようなことだと思います。あくまで一般的な話になりますが、この法令を読む限りにおいて、施設を設ける際には協議が必要であるものかなというふうに一般的には思っております。しかしながら、以前にお答えさせていただいておるところでございますが、一つの自治体の判断として、その際に、市町村課の助言をいただいた上で、必要ないというような判断をされていますよというようなことをお聞きしているところでございますので、その点で、今、当然、これとは別に、国有資産等所在市町村交付金の関係もでございます。その点で、うちの税務課のほうから問合せは現在しているところでございますが、この件につきまして、一般論と、それから先ほどの議事録の関係はございます。議事録の関係では、当然、私が先ほど申しましたとおり、お聞きした点と違う点がございました。そういうような事実関係を確認する必要があるのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） この市町村間の協議というのは、これレベルが全然違うんですよ、この

会議録に出てる話と。もしそういう協議があったということであれば、議会とか委員会とかで事前に報告もないですし、その結果についても誤った結果を報告してるというふうな形になってきます。

今、当局から聞いているのは、先ほども答弁のとおり、太地町は椰の設置に当たり、県の市町村課に確認した上、協議の必要はないものと判断をしているということでしたけども、ところが、この話が変わってきている。先ほど御説明もいただきましたが、実はこの話は私が議員になって、その翌年の令和2年3月18日に、これおかしいなと思ひまして一般質問させていただきました。勝浦に公の施設を設置するということなので、これ両町の協議や議会の議決が必要だと申し上げました。それを受けて、3月30日に当時の副町長さん、総務課長さん、福祉課長さんが勝浦から太地町さんに聞きに行ったという話ですね。そして、太地町さんから今協議は必要でないという旨を確認してる、そういうふうな答弁で今いただいております。いつの間にか、協議は必要ないと言ってたんですけども、この中から見たら、協議も必要だと思って、さらに、この協議させてもらいます、してる、させてもらってますと。しかも、これ勝浦も納得の上でと。もう全然話が変わってきてるんですね。事前にそういう協議があったということならまだしも、椰のこの公の施設の設置ちゅうのは平成31年、令和元年なんですね。私が質問した前に、この協議とかということなしに、全てが設置された、条例が設置されたということですね。これ、つじつまが合わないんですね。これは一体どうなってるんでしょうかと今ちょっとお聞きしようと思ったんですけど、先ほどから本町ではそうやって話を聞いている状況ですということですので、どうやら話が変わってきている。太地町さんの会議録から見て、はじめは必要ないということと言ってましたが、協議は必要であると思っている。どうやら、これ認められてるようなんですね、この中では。それでよろしいですか。これちょっと見ていただいたらと思うんですけど、そういうことでよろしいですか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 一般論といたしまして、協議が必要であるものというところがございますが、椰の件について、こちらサイドが今この会議録、会議録のくだけは真実であるかというような点もございますので、その点も確認する必要があるかというふうには思っております。その点を踏まえまして、太地町との協議の前に、私どもから話を、この件についてつじつまが合わないとお聞きしてる話とは違うよというような点で太地町さんには再度お話を聞きに行く必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） またお願いしたいんですけど、この件について本町はどうお考えなんですか。県にこのことについて照会はまだしてない状態なんですよ、正式には。大切なのは本町の、当局の考え方だと思うんです。まず、こちらをどのようにお考えですか。私は、当局のお考え、どうしていくのかというのは、どう思ってるのかですね。市町村課に確認してでもいいですけども、御答弁お願いします。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 市町村課でも恐らく一般的、一般論としてのお答えは頂戴できるかと思っております。しかしながら、最終的にはやはり両者、本町と太地町が同じテーブルの上で市町村課に問い合わせて回答を求めるべきもんであろうかというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） これ地方自治の根幹に関わることなんですね。那智勝浦町のことは那智勝浦町で、隣の町に公の施設を設置するということは例外中の例外なんですね。この協議については、この資料のとおり、当然、244条の3、これの3項に該当します。前2項の協議については、この一つが設置についての協議なんですね。それについては関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないとなっていますので、それらの手続が協議の後に進められるということで理解をしておきます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時30分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時53分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

次に、11番勝山議員の一般質問を許可します。

11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 本日、一般質問デビューいたします勝山則子と申します。よろしくお願いいたします。

何分、初めてですので皆さんに御迷惑をおかけすることが多々あるかと思いますが、できれば温かい目で見ていただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

先日なんですが、知人が住宅改修をして、手すりをつけられたそうです。そのときに一旦全部支払わないといけないので、年金生活ではしんどいんやという話をお聞かせしてもらいました。

そこで、介護保険サービスの福祉用具購入費及び住宅改修について質問したいと思います。

利用者がこのサービスを利用した場合、福祉課に申請書や領収書を提出して、後ほど保険給付費分が振り込まれる償還払いとなっていますが、利用者の利便性を考えて、一旦支払うことのない委任払いとしていただきたいのですが、現在、要支援、要介護の方が日常生活をしていく中で手すり設置等の住宅の改修や福祉用具の購入など必要な方がおられます。介護保険サービスの対象となりますが、本町ではどれくらいの方が利用されていますか。お聞かせください。

い。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

本町でどれぐらいの利用されてる方がいるのかということでございます。

まず、福祉用具購入費についてですけれども、こちらのほうは椅子等の入浴補助用具や腰かけ便座、そういったものの購入費補助で、10万円を限度としまして、利用者負担1割から3割を除いた金額を支給するものになっております。令和4年度の実績なんですけれども、要支援、要介護の方合わせまして97件の利用がありました。

そして、住宅改修費についてなんですけれども、こちらのほうは手すり取付けであるとか段差解消等の改修費に対する補助で、こちらは20万円を限度としております。こちら利用者負担1割から3割を除いた金額を支給するものであります。こちら令和4年度の実績なんですけれども、要支援、要介護の方合わせまして114件の利用がございました。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 福祉用具購入費が97件と住宅改修費114件と、多くの方が利用されておられますね。その中で、サービスを利用した場合の介護保険給付費の支給方法はどのような仕組みであるか、教えていただけますか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） この介護サービス、福祉用具及び住宅改修につきましての支給方法でございます。

先ほど勝山議員おっしゃったとおりでございますけれども、現状の制度ですと、利用者の方から一旦業者に全額をお支払いいただいております。そして、後ほど本人口座にその一部負担を差し引いた保険給付費分の振込をさせていただき、そういう償還払いということにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 利用者の方が一旦全額を支払わなければならない今償還払いなので金銭的な負担が大きく、また申請書や領収書を提出するなどの手続が必要で、利用者の負担が大きいです。利用者の利便性を考えて、個人負担のみを支払う委任払いとしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

現在、負担分の支払いのみで済む委任払い、そちらのほうに向けて要綱等の作成の準備をしているところであります。ちょうど今そういったことで取り組んでおるんですけれども、今後、介護事業所への説明であるとか、取扱業者に委任払いの契約をしていただくなどの手続、手順を踏まえて、年度内には実現したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） じゃ、年度内に実施していただけるということで、ありがとうございます。一日でも早い実施をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次に、2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

少子・高齢化が進む中で、独りで暮らす高齢の方も増加しているものと考えられます。お元気で独り暮らしをされているという方は幸福度が高くて、自由にできることがメリットである一方、独居高齢者は様々なリスクがあり、事前に対策が必要と考えています。介護保険サービスを受けられている方は人との関わりがありますが、そうでない方につきましては、最悪の場合、孤独死をされる方もおられます。そのような方の対策として、見守りや安否確認、早めの支援など、そういった対策を強化していただきたいと思います。今後、全国的に高齢化が進む中、独居高齢者も増加していくものと考えられますが、本町での65歳以上の独居高齢者の割合を教えてください。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 本町の独居の高齢者の方の割合ということでございます。

高齢者の人数なんですけども、11月27日現在になりますけども、本町の全町民が1万3,798名、そのうち独居の高齢者数が2,240名で、全町民に占める割合、これは16.23%でございます。また、ちなみになんですけども、高齢者は6,042名ございまして、それに占める割合という意味では37.07%となっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 全町民1万3,798名中、高齢者が6,042名で、高齢化が43.79%、また高齢者6,042名中の独居高齢者が2,240名で37.07%ということで、本町にはかなり多くの独居の高齢者がいらっしゃいます。そのような方についてどのような問題点があるか、教えてください。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） そういった高齢者の方に対するどういった問題があるのかということでございます。

まず、現状といたしまして、生活保護の方を含めまして、身寄りのない方の独居の方、特に高齢の方の案件が多くなっております。身寄りがなくなると、最後、保護者は町ということになってきます。最近の案件では、将来に不安を持ち、自死を図られた方や認知の方の問題行動など、増加傾向にございます。そういった方は社会から孤立していることが多い傾向にあり、状況が悪化してから問題が発覚するケースがあります。そういったことが課題かと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 独居の高齢者の案件が多くなっていて、将来に不安を持たれている、認知症の方の問題、末期がんの方の終末期をどう支えるか、孤独死など、課題が多いですね。介護保険サービスを受けている方などは人との関わりがありますが、そういう方でない方に対してどのような関わりや取組をされているのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えします。

現状の福祉課における高齢者支援についてでございます。独居の高齢者も含めてということになりますけれども、まず見守りを兼ねた配食サービスや緊急通報装置の貸与事業などを実施しております。特に最近では身寄りのない方の権利擁護支援、そういったことの強化にも努めております。そしてまた、日頃から民生委員や地域の方などから様々な情報を地域包括支援センターにいただいております、その情報を管理しつつ、必要な方への訪問等を実施しております。訪問の結果、その方の状況に合わせて、必要なサービスや医療など、関係機関につなげる等の取組を進めております。そして一方で、元気な高齢の方もたくさんいらっしゃいます。現状、福祉課では、運動習慣づくりをテーマにいたしまして、元気な高齢者の方が一人でも多く増えていただくよう、様々な取組を実施しております。通いの場の充実、ウォーキング事業、体育文化会館での健康教室などの取組を進めております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 消防のほうでも町の見回りをしていただいているということをお聞きしておりますが、福祉課との連携を行われているのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

消防本部では、火の用心などを目的に、独居の高齢者宅を訪問しております。福祉課にも情報をいただき、連携を進めておりますが、より密に努めてまいりたいと考えております。福祉課といたしましては、例えばですけれども、居宅でゴミが散乱しているなどの異変等の情報をいただきまして、その情報を管理しつつ、早急に訪問するなどの対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 見守りを兼ねた食事サービスや緊急通報装置の貸与事業など、また地域包括支援センターでは様々な情報に基づいて高齢者の訪問をされているということですが、独り暮らしの高齢者が住み慣れた自宅で最期まで安心して暮らせるために、そういった方への対応にしっかり取り組んでいただきたいと思います、今後の課題をお聞かせ願えますか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

今後の課題ということでございます。独居の方だけに限らないんですけども、社会から孤立

しないことが大切だと考えております。引き続き情報収集に努めまして、早期に対応していくことが重要な対策であると考えております。全ての方の情報があるわけではありませぬので、本来必要な方の情報がつかめていない場合があろうかと考えます。そういった部分が課題であり、様々な団体や事業所と連携しながら、地域の方にも協力をいただきながら進めていきたいと考えております。一方で、住民の方には困り事など地域包括支援センターへ相談していただけるよう、引き続き案内、周知、そういったことに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 2025年には団塊世代が一斉に75歳を迎える年であるとされております。民生委員の方や配食サービスのスタッフの方なども高齢化が進んでいるということも伺っております。若い世代の方にも那智勝浦町の現状を知っていただき、ともに協力をできる体制ができればいいのではと感じております。高齢者が住み慣れた地域で住まい、医療、介護、生活支援を一体的に受けられるようにする地域包括ケアシステムを構築、推進していただき、那智勝浦町に住んでよかったと皆さんに言っていただける、希望が持てるまちになるよう、努力をお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲紀彦君） 議員おっしゃいますとおりでございます。厚生労働省のほうでは、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進を行っております。地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域で最期までその人らしく暮らし続けられるように、地域が主体となって高齢者を支援していく、そういう体制のことをいいます。高齢者が増加していく今日におきまして、そういった取組が重要で、また高齢者が安心して暮らせる環境をつくることは、将来高齢者となる世代にとっても大切なことになってきます。様々な連携が必要となってきますけれども、現状、福祉課におきましては、高齢者が孤立しないよう、社会参加という意味で、住民主体で実施していただいている通いの場の充実等に取り組んでおります。引き続きそういった取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

それじゃ、最後の3つ目の質問に入りたいと思います。

带状疱疹の予防接種について質問したいと思います。

带状疱疹は、多くの方が子供のときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。水ぼうそうが治った後もウイルスは体内に潜伏して、過労による免疫力の低下や疲労、ストレスが引き金となって発症します。50歳を境に発症率が上昇して、80歳までに3人に1人が罹患すると言われております。堀町長も、岡田教育長も带状疱疹にかかれたという経験があるとお聞きしましたので、症状のつらさはよく御存じかと思ひます。針で刺されたような痛みやかゆみ、赤い発疹が多く現れて、服と接触するだけでも痛みがあるという、着替えるのも大変やと



いうのもお聞きします。重症化すると視力低下や神経麻痺などの後遺症が残る場合があります。带状疱疹ワクチンの接種は数千円から数万円かかり、経済面から接種できない方もおられると聞いております。带状疱疹に関する本町の認識をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 带状疱疹に関する本町の認識ということでございます。

带状疱疹は50歳以上で発症率が高くなって、これは国立感染症研究所によるとなんですけども、70歳以上で1,000人当たり10人以上になるとされております。症状が落ち着いた後も、带状疱疹後、神経痛という後遺症が残ることがあるなど、不安に思われている方もおられるものと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 2016年には水痘ワクチンが、2018年には带状疱疹ワクチンが薬事承認されています。ワクチンの効果についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） ワクチンの効果についてということでございます。

ワクチンの効果といたしましては、一般的なことになるんですけども、ウイルスに対する免疫力を高めることで带状疱疹の発症、重症化を抑えることができるとされております。

認識は以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 県下では田辺市、印南町、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町で接種費用を助成されて、全国でも助成されている自治体が多くあります。本町でも助成制度を考えていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 県下でも、紀南のほう、紀中のほう、導入されてる市町村がございます。承知しております。本町でも助成制度をとということでございます。

予防接種について少し説明をさせていただきたいと思います。本町でも実施しております予防接種につきましては、予防接種法に基づく定期接種と法に基づかない任意接種とがあります。法に基づかない任意接種は国の救済制度の対象外となっており、現状、带状疱疹ワクチンは自己負担による任意接種となっております。一方で、当該ワクチンは、薬事承認がされて以降、国の審議会において、期待される効果や安全性について臨床試験の結果などを基に、定期予防接種化へ向けた議論がされているところであります。その動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 接種費用が高額で、もうなかなか接種できない方がおられると思うので

すね。定期予防接種という位置づけになることが一番望ましいとは思うんですけども、まだ先のことになるのであれば、任意接種で助成制度を考えていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

定期接種ということで説明させていただきまして、定期接種ということになれば、ワクチンの効果や副反応等に対する国の補償が担保され、公費で実施する費用につきましても普通交付税措置ということで手だてもなされます。それ以前に町が助成をするということになれば、町が推進しているという側面もあることとなります。薬事承認はされておりますけども、やはり現状副反応等に対する国の救済制度の対象外ということですので、そこは慎重にというふうに考えております。町といたしましては、すぐ助成していく考えはございませんが、今後は、町内の罹患者数等の状況、また国や近隣市町村の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 最後に、带状疱疹について町長のお考えをお聞かせ願えますか。お願いします。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 带状疱疹のワクチン接種についてでございます。

ワクチンについては、今課長が申し上げたとおりでございます。私は带状疱疹罹患者としてお答えするんですが、私、去年の夏ぐらいに左の太ももがしびれるような、そんな気持ち悪いような感じがあって、おなかを見るとぷつぷつと赤い点があって、娘にそれを言うと、それお父さん带状疱疹ちゃうかっていうことで、保健師やってるもんですから、それで病院に行きました。やっぱり带状疱疹ですねということでございましたが、私自身、薬を飲んで、痛みとかほとんどなくて、すごく軽く済みました。带状疱疹はストレスが原因っておっしゃいましたけど、ちょうど議会前でしたので。いや、そういうことではございませんが、多分、コロナウイルス感染しまして、その1か月、2か月後ぐらいだったので、やっぱり体力が落ちてたんじゃないかなと思います。そういう意味では、町内の高齢者の皆さんがいつまでも元気にいることが带状疱疹にかからない一つの要因にもなるんじゃないかなと思いますので、そういったことで、先ほど独り世帯の高齢者の方の話もありましたけど、いつまでも元気でいていただけるような、そんな取組も必要ではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） どうもありがとうございました。

皆さんの周りでも带状疱疹に罹患された方はよく耳にするとおっしゃいますが、助成していただくことで带状疱疹の発症、重症化を防いで、医療費が下がることにもつながっていくと考えます。本町としてもできるだけ早い対応をしていただけるよう切にお願いしたいと思っております。

これで勝山則子の初質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開14時10分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時53分 休憩

14時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

次に、6番西議員の一般質問を許可します。

6番西君。

○6番（西 太吉君） やはり、ここへ行くと緊張します。

それではまず、近々に予定されているロケット打ち上げの際の観覧客の受入れ体制について御質問させていただきたいと思います。

まず冒頭に、前回の委員会でもお伺いいたしましたが、公式見学場へのお客様は2,500人、そして会場へのアクセスについてはシャトルバスが2,000人、そしてJR利用が500人ということで、この見解に間違いはないでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 公式見学場への受入れ人数についての御質問かと思えます。

2つの見学場それぞれ2,500人ずつということでございまして、ツアーバスで500名、JR利用は450名、自家用車利用、これは体育文化会館からのシャトルバスという形になるかと思えますが、そちらが1,500名、そのほかバイク等で50名、合計2,500名ということで計画してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） これだけたくさんのお客様をお迎えするに当たり、様々な問題が考えられると思います。まず、このロケット打ち上げ、何回も続くわけですが、中・長期的な問題としては、観光と産業の問題、これは経済活性化につなげていかなければならないことではあります。2番目については、子供の教育、大人の教育も含めてですが、やはり串本古座高校では新しい学科が設立されてるように、教育効果の非常に高いものであること。そして、これは私は重要なことやと思うんですけども、この那智勝浦町を思い起こすきっかけをつくってやって、生きがいにつながる、そしてIターンでなくUターンをどんどん増加させていけるような、そういうきっかけになればと思っています。そのために、まず何をやっていかなければならないかということになりますと、まず観光ですとか見学に来ていただいたお客様に喜んで帰っていただくということが喫緊の課題になると思います。

短期的には、まず浦神地区には公衆トイレの設置が全くありません。現在の計画では仮設ト

イレの対応というふうにお伺いしておりますが、仮設トイレではなかなか使用される方の満足度が低いものと思われまます。それに、こちらのほう、公式見学場及びJR紀伊浦神駅に常設のトイレを設置する方向でお考えいただけることはできないでしょうか。お願いします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） お答えいたします。

ロケット打ち上げ見学場である旧浦神小学校のトイレ確保についての御質問かなと思います。

御指摘のとおり、初号機打ち上げ時におきましては仮設トイレでの対応としていますが、将来的にどのような規模のトイレが望ましいのか、初号機打ち上げ時の状況も見た上で検討してまいりたいと考えてございます。今後、何度かの打ち上げを経験してまいりますと、来場者の数も落ち着いてまいる可能性もあろうかと思いますので、今後の旧浦神小学校校舎の活用策も含めて、適切な規模感について検討してまいりたいなというふうに思っております。

また、浦神駅のほうのトイレでございますが、議員には平素から清掃活動にも御協力いただきまして本当にありがとうございます。御指摘のとおり、規模が小さく、男女の兼用であることから、イベント時の需要急増には対応できないことも想定されるところではありますが、新トイレの整備となつてまいりますと、金額面、それから和歌山県の福祉のまちづくり条例の適合の必要、そうした面、多目的スペースや障害者用駐車場の追加整備なども必要となつてまいりますので、現時点ではなかなかハードルが高いかないというのが現状でございます。そういう状況ですので、打ち上げ時につきましては、旧小学校へお客様を誘導して、そちらのトイレのほうで対応してまいりたいと考えてございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） 理解はできるんですけど、やはり見学にいらっしゃる方がまたもう一度勝浦へ来てみたい、今度は温泉に泊まってゆっくりしてみたいと思つていただけるためには、もう必ず必要なものだと思っております。ぜひとも早急に常設トイレの設置をお願いしたいと思います。本来ならば、もっとすばらしいお客様対応としては、やっぱり近所の方が喜んでトイレを貸すとか、そういうまちづくりができれば一番いいとは思ふんですけども、なかなか防犯面等々ハードルの高い部分もありまして、これを町民の皆様は無理強いすることは不可能かと思いますので、やはり十分な設備の設置を望みます。特に女性の方なんかは旅行で来てて、ちょっとお化粧を直したいなと思うときに男女兼用トイレではなかなかそれもままならないということがありまして、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それと、2点目として、JRから公式見学場へ、そしてシャトルバスの乗降場から公式見学場への道とか、あとは駅前、公式見学場にごみ箱のほうを設置していただきたいと。やはり、ごみとトイレの問題というのは避けて通れない問題ですので、ごみ箱がないとその辺の道とかにごみをポイ捨てされるという可能性もありますので、こちらのほうも設置していただくのと併せて、清掃活動というか、後片づけも今後計画していただきたいと思います。今のところ、

ごみ箱の設置、清掃活動の計画はどうなってるか、お聞かせください。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 見学場におけるごみ箱についてでございますが、打ち上げ時におきましては、公式見学場において、ごみ箱をもちろん設置させていただいて、そちらの御利用をお願いしてまいるほか、打ち上げ終了後におきまして、職員による清掃活動を浦神駅方面、それからバス発着点のほうに向けて清掃作業することとしてございます。ただ、移動の駅から駅、それからバス発着点から見学場までの経路上にごみ箱を設置してしまいますと、必要以上にゴミをそちらのほうで生んでしまう、呼んでしまうというようなことも想定されてまいりますので、できるだけ見学場の中のごみ箱の御利用をお勧めするという、お願いしていくという中で対応してまいりたいと考えてございます。どうぞ御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） いずれにせよ、浦神の町なかごみでいっぱいになるというようなことだけは避けていただくようによろしくお願ひいたしたいと思ひます。

3点目、こちらのほうは、那智勝浦町と串本町と比べてこのロケット関係に投資している金額は一桁近く違うということで、どうしても対応の遅れが見えているところではございます。現在のところ、例えば旗とか、のぼりとか、打ち上げ時に見学場に向かってそれを見ながら一定気分が高まると。どこのイベント会場でもそうですけども、手前からのぼりとか旗とかが必ず立ってると思ひます。串本町のほうでは旗のほうを作って、準備して、軒先のほうへ出してもらおうというふうなことを聞いておりますが、本町での取組はいかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 打ち上げの応援グッズ等の準備状況などについて御質問かと思ひます。

実は先日、勝浦ライオンズクラブ様から御寄贈いただきましたモニュメントを様々な報道各社に御紹介いただきました。那智勝浦のほうでも打ち上げが見学できることを広く知っていただけの、よい機会となり、大変感謝しておるところでございます。

町では、スペースポート紀伊周辺地域協議会で作製いたしましたのぼり、こちらを100本保管してございます。打ち上げ時期が公表されてまいりましたらば、こちらを有効活用したいと考えてございます。

また、ロケット実寸大の横断幕、こちらも既に作製し、庁舎の壁面に掲示しておるところでございますが、併せて適地でこちらの横断幕についても活用し、盛り上げにつなげていければなというふうにご考慮してございます。

御提案の手旗などの応援グッズにつきましては、観覧後、お帰りの際に途中で捨てられる方をほかのイベントでもお見かけすることもございますので、地域に御迷惑となる可能性もあることから、新たな作製については検討してございませぬが、既に作成済みの「スペースポート紀伊まるわかりブック」というロケットに関して分かりやすい冊子を作成してございます。こ

ちらにつきまして、お子さんたち中心に、来場された方にお配りすることを考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） のぼりのほうは100本ほど保管されてるということですけども、例えば勝浦から浦神まで12キロございますけども、12キロに100本ですと飛び飛びしかつけれないと思うんですけども、もう少し増やしていただいて、誰が見てもロケットの打ち上げ場が近づいたよということが分かるような広告物の扱いにはいかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） のぼりが100本では物足りないのかという御指摘かと思えます。

そうですね。総延長に対して100本では少ないという御指摘、ごもっともかと思いますが、のぼりを掲示する場所としましては、もちろん公式見学場の周辺では使わせていただくほか、パーク・アンド・ライドで県外から自家用車で来場される方が駐車をなさってバスに乗られる体育文化会館、こうしたところで集中的に使わせていただくことを検討してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） やはりもう少し作製していただいて、道路側、勝浦から浦神までの間、かなりの本数を立てていただいたほうがいいと思います。というのも、串本町のほうの作製はかなりの数を作製しておりますので、大阪方面から車で来るとだんだん近づいてきたなというのがもうその旗を見れば分かるんですけども、名古屋方面から、要は新宮勝浦方面から来ると急に公式見学場がぼんと現れてしまうというような状況にもなりかねませんので、早急に本数をもっと見直して、上方修正していただきますようによろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 予算の範囲内で、できる部分で検討を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） これらの取組について、なぜ遅れてるのかなということでもちよっとあちこちお聞きしたんですけども、串本町と那智勝浦町の違いで、アドバイザー契約を当町は結んでないと、串本町はアドバイザー契約をUSPジャパンと結んでいるということで、この辺の取組が大きく違うんじゃないかなと思うんですけども、そのアドバイザー契約等の締結等は考えてないのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 串本町との比較における御指摘かと思えます。

那智勝浦町は予算的に工夫を様々凝らしつつ、おっしゃられた隣の町のアドバイザーの方にも——これは予算を伴わない形の中ではありますが——相談もさせていただきながら、まるわかりブックの作成やロゴの作成、小・中学校でのロケットセミナーやシンポジウムの実施、それ

からモデルロケットの打ち上げ実施など取り組まさせていただいてきたところでございます。また、ソフト面の事業ではなくハードのほうのお話でございますが、見学場の屋上整備工事、それから体育館の解体工事には大きな予算を認めていただきまして、取組を続けさせていただいてるところでございます。ロケット打ち上げという魅力的なコンテンツ、これを町の宿泊者増に何とかつなげていく、それから将来の産業の進出にも何とかつなげていく、そうすることで域内の雇用や移住への可能性も出てくる夢のあるお話でございますので、引き続き工夫をしながら取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） 先ほどの答弁で私が最後にまとめたかったことを全て言っていただきました。ありがとうございます。当局のほうもそういうお考えで、地元のほうもそういう考えで、最大限に協力して、この打ち上げの成功と、これが観光産業、教育の充実、そしてUターン、Iターンのきっかけづくりになっていけばと思います。持続可能なまちづくりに何とか一役買いたいと思います。ということで、こちらの質問については以上にしたいと思います。

2点目です。現在設置している4か所の出張所の経費削減についてお伺いさせていただきたいと思います。

まず、当町においても人口減少、少子・高齢化、過疎化等が急速に進展している中、住民サービスの維持向上と行政コストの削減、これを両立していかなければならないという観点から質問させていただきたいと思います。

まず、4か所の出張所の経費及びそこでいただいている手数料収入等、分かりましたらお聞かせください。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

本町におけます4つの出張所に係る費用でございます。令和4年度決算で2,145万9,854円となっております。そのうち1,859万7,820円、こちら91.3%が8名の会計年度任用職員に係る人件費となっております。また、収入でございますが、出張所での税等の収納業務で約4,500万円ほど収受しているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） 4か所、2,145万円ということなんですけども、これ全国的に出張所の経費が負担になるということで、いろんな取組がされていると思います。収入に対して人件費がどうしても高騰しているということになると思います。こちらのほう、出張所の事務を外部委託することによって出張所の経費を抑え、さらに住民サービスの向上を行って、そして職員さんが——窓口がその分だけ事務量が減ってきますので——ほかの業務に一層注力するとともに、住民サービスの維持向上を図っていくように、そういう取組を一つ提案させていただきたいと思います。

まず、住民サービスの向上は、外部委託することによって効率化できた経費を新たな住民サ

ービスに活用していくことが十分可能であると。そして、地方公共団体、役場のほうで行っている事務を外部委託することによって本町の窓口も混雑が緩和されて、職員が他の業務へ集中できるということになると思います。具体的に外部委託できる事務はどんな事務があるのかということになりますと、証明書等の交付事務については、戸籍謄本の交付、納税証明書の交付、住民票の写し等の交付、戸籍の付票の写しの交付、転出届の受付、転出証明の引渡し、署名用電子証明書の受付、利用者証明用電子証明書の受付、印鑑登録証明書の交付、市町村が登録した印鑑に係る登録の廃止の申請の受付、証明書以外については、住民異動届、戸籍の届出、埋葬・火葬許可、国民健康保険関係各種届出書・申請書の受付及び被保険者証の交付、後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証の交付、介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証の交付、国民年金関係の各種届出・申出・申請請求書の受付、妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付、飼い犬の登録・狂犬病予防注射済み証の交付、児童手当の各種請求書・届出書の受付、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付、療養手帳の交付、印鑑登録、中・長期在留者に係る住居地の届出、特別永住許可等の申請、居住地等の届出及び特別永住許可証の交付、転入者への転入学期及び就学すべき小・中学校の通知、自動車臨時運行許可、住居表示証明書の交付、このほかに、当町ですと、バス回数券の販売とか、各種施設の利用申込み、図書・DVDの返却等があると思います。これに加え、マイナンバーカードの電子証明書関連事務、転出届の受付、転出証明書の引渡し、印鑑登録の廃止と、このような事務が全て外部委託可能というふうになりました。外部委託することによってかなりの経費が大幅にコストダウンできるということになっておりますので、ぜひともこちらのほうを検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

本町では、令和3年2月より郵便局と事務の包括連携を締結しているところでございます。また、事業委託につきましては、令和元年度におけますプレミアム商品券の販売業務、それから令和3年度、4年度におきまして、まちなか商品券の引換え業務等をお願いし、役場や支所に行くよりも、郵便局のほうが身近にあることから、好評を得たところでございます。現在の出張所機能が郵便局で可能となれば、より身近なものとなり、住民の利便性の向上につながるものと思われまます。数字上に表れない相談業務であったり雑務等もございませす。そのコスト、費用面について正確な比較調査等の必要はございませす、行政事務の効率化や住民の利便性の向上に向けた取組は必要なものだと考えてございませす。ただ一方で、会計年度任用職員だけの窓口業務ではなく、正職員を配置し、支所機能の強化を求める声も一部の地域でお聞きしているところでございませす。地域住民の方の御理解が必要な点もございませす。今すぐとは申し上げられませす、今後の出張所の在り方について、利便性、効率化、費用対効果等を検証、検討を始める、検討していく必要があるものというふうと考えてございませす。

以上でございませす。



○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） 経費削減に係る大事な取組やと思いますので、ぜひとも早急に検討いただき、実施する方向でお願いしたいと思います。いろんな施策を要求してますけども、やはり財源というのは確保していかなないと施策も行えませんので、財源確保の一助となりますよう、早急に手当てをお願いしたいと思います。

以上で質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（曾根和仁君） 6番西議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開14時50分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時37分 休憩

〔3番城本和男議長席に着く〕

14時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（城本和男君） 再開いたします。

次に、5番藤社議員の一般質問を許可します。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 通告に従いまして、5番、一般質問させていただきます。

まず、1番の災害から命を守る手だて。

当町では防災関連の補助制度、これいろいろしていただいているのはもう分かってる、手だてをいっぱいしてくれているのは分かってる、今日は通告どおりの3点についてお伺いしたいと思います。

最初に、ブロック塀耐震促進事業、こちらのほうから伺いたいと思います。

現在は道路に面したコンクリートブロック造、れんが造り、石垣造り等の塀で、道路面から高さ0.6メートル以上で長さ2メートル以上のもの、補助額は塀の全撤去に要する費用の10分の9で、上限30万円以内、その後のフェンス等の設置、つまり撤去後、フェンスや生け垣等の設置に要する費用の2分の1、上限10万円、このようになってるとたしか思うんですけど、間違いないでしょうか。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） はい、今おっしゃっていただいたとおりでございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 受付は毎年大体4月20日頃からというふうになってたと思うんですけど、申込み上限に達するまでという募集の仕方やったと思います。今年の申請の実態はどうなんですか。予算の何%ぐらいを使ってるんでしょうか。それとも、既に上限に達してるんでしょうか。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 一応、年度内で事業を完了していただくというところなん

ですけども、今年は今10件の申請があつて、予算にはまだ余裕があります。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 余裕があるという答弁の仕方でしたが、これはまだ予算の半分以上残つて  
るということですか。まだまだ余裕があるということでしょうか。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） この事業だけじゃなくて、この項目の中の予算があるとい  
うことなんですけど、まだ実際予定したよりも半分以下というぐらいです。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） この上限の金額とかパーセント、10分の9とかというのは、たしか去年か  
ら変わったんでしょうかね、増額されたのは。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） この制度につきましては、平成30年度に制定されてまし  
て、令和3年度までは上限が10万円でした。令和4年度になりまして国のほうの補助  
金も新たに出てきたというか、使えるようになりましたので、そういうこともあつて上限を  
30万円にさせていただいたという経緯がございます。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 本当に、額30万円、結構要りますよね、業者に尋ねても。かなりこの規模  
のでしたら、10万円では考えてなかった人がやっぱり30万円まで増やしていただくと、利用し  
ていただけると思うんですが。実は田辺市が以前的那智勝浦町2分の1で上限10万円を今年か  
ら3分の2で上限10万円から20万円に上げました。改善は田辺市のほうが多いんですけども、  
17万円まで上げたら、もう申請件数も倍増したという。それぐらい多く出てるにもかかわら  
ず、3分の2、当町では10分の9、金額は30万円が変わりないんですけどね。白浜町よりかな  
り有利な条件やと思うんですけど。条件を上げたときにこのような現象はなかったんでしょ  
うか。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

年度別でいきますと、平成30年が11件、令和元年度が17件、それから令和2年度が5件、令  
和3年度が4件、昨年度、補助率を上げ、限度額を上げてから、令和4年度は17件、今年は今  
10件ということで、かなり増えたのは事実でございます。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） でき得る限りの広報とか周知とか、もちろんそんな手だてはいただいてる  
んですよ。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

町のその補助制度については、年度初めの町広報で周知のほか、年に1回ぐらいの防災特集であったり、ブロック塀とかにつきましては、各地区というか、危険な地域に限定して、今までやったら勝浦と宇久井と下里地区でポスティングとかを行っております。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） かなり積極的に動いていただいていると思いました。すべきことはしていると。

少し質問を変えます。以前、ブロック塀の危険箇所の調査をしたと思うんですけど、そのときで何件ぐらい上がってきて、そのうち何件ぐらい解消できたと捉えてますか。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

平成30年度に危険なブロック塀の緊急点検を行っております。そのときに基準不適合のブロック塀が997件でございました。現在までの補助金を利用しての撤去ですけども、撤去は64件でございますので、撤去率は約6.4%ということでございます。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 必要な調査で、国からも言うてきた調査やと思うんですけど、わざわざ調べた調査、その数字だけを聞くと、全然とは言いませんが、進んでない。もちろん、補助金を使ってなく自費で倒された方があると思うんですけど、それでもこの997件に近づくかっていう、普通の常識では考えられない。崩れることによって避難路を絶たれたり、避難行動中に倒壊に巻き込まれたりって、こういう事故を回避するための事業やと思うんで、こうなったら、もう広報もできていると、ポスティングなりもして動いていると。それやったら、ピンポイントに、一番、ここはもう倒してほしいんやとか、あると思うんですよ。ここのところは地域の課題としても上がってる箇所って絶対あると思うんですよ。そういうリスクが高いと思われる箇所は町のほうでは捉えてますか。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

勝浦地区であったり、天満、宇久井地区などは狭隘道路で構成されておまして、旧耐震基準の木造家屋が多い、木造の密集地となっております。これらの地域につきましては、やっぱり建物の倒壊、避難路の閉塞など、逃げ遅れなどの被害が生じる可能性が特に高いというふうに分かれますので、重点的にポスティングなどをしていきたいと思っておりますけども、要するに空き家が多いんで、そこらの対策もまた併せて考えていかなければならないかなというふうに分かっています。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） この調べた倒壊リスクがあると、997件、これは分かっているのであれば、所有者の理解がもちろん前提ですし、さっき言うていただいたには条件の中に町税の滞納っていうのもありますのでね。全部、空き家やったら、その時点でもう駄目なんですけども。本当にピンポイントに所有者に働きかけて、それはもう地域の協力、区長の協力も必要やと思うんですけどね。これだけ補助率が上がって、多分、普通に考えるに当たって何万円かの実費で済むんであるならば、やはりもっと積極的に働きかけて、町のほうから動いていただくわけにいかないのかなと思うんですけど、その点は、そこまで踏み込んで考えてないんでしょうか。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

今の補助制度の案内につきましては、毎年、先ほど言うた町の広報であったり、町のホームページで一応広報してますと同時に、自主防災組織の連絡協議会の中でもその案内をさせてもらっていたり、先日もありました福祉まつりで、防災啓発で、そのときにチラシを配ったり等を今行っているところです。自主防災組織の中ではもうかなり啓発はしてるつもりではございます。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 啓発もしていただいているの分かるんです。ただ、さっき言うたように、もう自主防災の力、地域の力を借りてでもやはりここは倒したいんやというようなところをピンポイントで、邪魔やからとは言えませんが、危険な箇所なんやから御協力くださいと、もう補助率もこっだけ上がってるんですけど、そういうことをちゃんと説明して、やはり地域の自主防災の協力も得てね。地域の自主防災というか、地域は多分望んでると思いますよ。役場の職員が出ばってきて。嫌やよって地域の人が思うんか思わんか、こっちでは置かなあかんんですけど。ここまで広報して周知してもらってでもこっだけ、この補助率で進まんやったら、もうここピンポイントにどんどん進めてやっていただかないと、もうその先というのは望めんのちゃうかなと思うんで。そちらのほうはもうぜひとも御検討いただいて、予算も十分余ってるようなので、一件一件でも、地域、特に本当に狭い路地にブロック塀が立ってるところがいっぱい、私も宇久井のところであります、勝浦にもあります。やっぱりそこを通らなあかんのやっという世帯が多いところは特に一か所でも潰していくような手だてを、こちらのほうから積極的に、地域の住民、自主防等、協力してお願いしたいと思います。もうこれは答弁結構です。

次に、感震ブレーカーについてですが、令和元年の12月議会でこの補助をこの議場で提案させてもらって、次年度にはすぐに事業化いただきました。本当に早い手だてで感謝しました。ただ、そのときの条件を見ると、あまり利用率が上がらないんじゃないかなと思ったりもしましたが、この補助の申請の現状というのは今どうなってますか。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

感震ブレーカー等購入費補助事業につきましては、令和2年度から実施して、その年度は6件の申請です。令和3年度が1件、それから4年度、5年度と申請がないという現状でございます。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） ほんまに、確かに避難行動を取るときにブレーカーの切断というのは、もうこれ高い、大体高いとこにありますし、高齢者ほど難しいっていうのはもうこれ当然なんです。ただ、町民全体にももしかしたら言えるのかもしれないんですけども、この通電火災の恐ろしさというのがあまり伝わっていないのが現状と思われまます。もうすぐ阪神・淡路大震災から28年になります。地震による火災の半数以上がこの原因によるものです。地震が起こった数日後から徐々に燃え広がり、7,000棟以上の建物が焼失しました。当町にお越しの防災対策企画員の柴田さんの講話、こちらは何回も聞かせていただきましたが、やっぱり柴田さんの思いは、すぐにできる減災は家具の固定とブレーカーを切って避難することやと、もう何回も聞きました。慌ててパニックになっている意識の中にブレーカーの切断行動っていうのは結構やはり難しいものと思います。いま一度、この補助の重要性を考えて、対象者の拡大、これお願いしたく思うんですが。隣町の串本町、これ人口ベースも同じぐらいで、漁業と観光のまち、津波到達時間も早く、当町同様に防災にも力を入れている自治体ですが、感震ブレーカーについては全世帯を対象に行っています。再度検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

現在の支給対象者の条件ですけども、現在は65歳以上のみの世帯などというふうな要配慮者を対象としています。確かに、おっしゃるとおり、串本町は全世帯、1回切り、交付の要件は購入額の2分の1、5,000円を限度とするというのは同じなんですけども、こちらにつきましては、もう前向きに検討したいと思います。全世帯、1回切りという形で検討したいと思ます。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） すごい強いお言葉をいただきました。若い、お年を召した方、関係なしに、避難行動のときのやっぱり冷静な判断っていう、つきにくい中で感震ブレーカー、特に私たちは勝浦のまちの込み入ったところにおります。地震の次に、津波の次に火災が怖いんです。その後の減災っていうことにつながっていきますので、今、考えていますというお言葉いただきましたので、ぜひこちらのほうをお願いします。

次に、家具類転倒防止対策支援事業についてですが、こちらの利用は65歳以上のみの世帯、

要支援ってということやと思うんですけど、こちらは若い方は必要性を感じたら自分でしてください、これはもう当然やと思います。できると思うんでね。財政上、これ何もかも町にしてよってというのはできませんので、この条件は致し方ないのかなとは思いますが、この申請の件数とか、これも上限に達していないとか、予算の何%ぐらい使ってる、現実の現状で結構です。お教えてください。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

この制度も令和2年から始まっておりまして、最初は25件ありました。3年度は9件、4年度は11件、今年度が2件でございます。まだ2件ということで、予算のほうはまだ大丈夫です。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） こちらもあまり利用がないと。事業を始めた頃は、目新しい事業ということで、興味も幾らか多いか。これだけ防災防災と、減災減災という中で、あまり利用が進まない、どの補助もね。何かちょっと不思議な感じがする。逃げる前に倒れてきて、けがをしたり、もうそこで避難通路が絶たれたり、そういう問題があることなんです。ましてや、倒れたもの、圧死という、過去の災害でもこの圧死の事例も多いわけなんですよ。これ物すごい重要なポイントやと思うんです。もう本当に何回も言うんですけど、柴田さんの講話でも必ず出てくるワードです。確かに、設置は無料で、業者が来ていただけると、そういったサービスというか事業やったと思うんですけど。これ、中には家電は含まれていますか。それと、対象の点数とか制限はあるんでしょうか。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えします。

本町の対象の物なんですけども、洋服だんすや和だんす、整理だんすや茶だんす、それから食器棚等となっております。家電は含まれておりません。その点数なんですけども、1世帯当たり5組以内というふうになってます。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 点数の制限は仕方ないかなと思うんですけど、昨今はやっぱり冷蔵庫とかテレビも大型化してます。寝室での被災っていうのが一番多いと、一番長い時間おとところなんで、考えられ、寝室にテレビを置いてないっていう人はほとんどないと思うんですよ。やはり、この中に家電っていうのは必要やと思うんですけど。もちろん、家電を入れていただくのが一番よいかと思うんですが、これは検討課題にはなりませんでしょうかね。

○副議長（城本和男君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 確かに、議員さんおっしゃるとおり、冷蔵庫、テレビというのはかなり危険ということでございます。ほかのまちの事例を見ても、対象としてるまちも

多くありますので、そちらのほうも前向きに検討したいと思います。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） こちらのほうもいい返事いただきまして、やはりほかの自治体のサービスの中にもそういうのが入れられてるということは必要に迫られてるとのことなので、そちらのほうの手だても進めてください。

次に、2番の人的災害から命を守る手だてということで、次に人的災害、火災の対応になります。

新宮市は、この6月より、住宅防災の観点から、住宅用火災警報器の購入設置補助と取付け等支援事業を開始しました。新宮市において、これも仕方ないというか、2年連続、火災での死者が出ております。いずれも設置していない高齢者であった、そういうことなんですね。全国的に見ても、逃げ遅れの原因で死亡する方の70%は65歳以上の高齢者、そういうデータも出ておりますので、2011年6月の消防法の改正により、全ての住宅において火災警報器の設置が義務づけられ、原則として寝室と階段、そちらのほうに設置となっております。ですから、開始から10年以上が経過していますので、当初につけた方っていうのはもう既に使えない。大体、電池の寿命が10年と聞いております。ですから、もうそれあるけれども多分機能していないという方も最初のほうにつけられた方は多いと思います。先日、体文の町展のところで消防の集いという、こちらのほうも消防団のほうで参加させていただきましたが、町民の一人から、勝浦のジョーシンに、こちらのときにあそこで購入してつけてもうたんやという、相談して、これ古いさかい生きたあるんやろうかって言うたら、もう生きてないです言うたんですけど、もう電池の交換よりそれ本体そのものごとを取り替えたほうがお安いですよっていうことは口頭で説明させていただきました。そのほかに、消防団員として独居老人の訪問のときも必ず火災警報器の設置の有無と、なければ設置の奨励をさせていただいています、消防署の方と一緒に。この制度、ネット検索したんですけど、どこの自治体で補助制度やってるかなと思いましたが、和歌山県でも事業化されてる自治体がほとんどなくて、和歌山市では補助でなく要支援者に給付という形で行っています。補助という点では、近隣の今度始める新宮市、三重県ですが、紀宝町、こちらのほうは早くから取り組んでいます。今月に入って当町でも空き家ではあるんですが、空き家だから人的被害はなかったんですけど、火災で全焼という事例が発生しております。こちらのほうも当町でも検討いただければと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（城本和男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 補助についての御質問でございます。

65歳以上の高齢者のみの世帯かつ町税を完納している世帯に対して、購入費用の2分の1、上限5,000円での補助と、あと取付けが困難な世帯に対する取付け支援を来年度実施する方向で検討してございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 取付け支援っていうのは、どっかの業者へ頼むんでしょうか。

○副議長（城本和男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） お答えします。

取付け支援につきましては、うちの署員のほうが直接出向きまして取付けするというふうな方向で今検討させていただいてございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） すごくありがたいような、申し訳ないような、えっ、そんなことしやって大丈夫なんだろうかって心配になるんですけど。これ、大体当町における取付け率とかというのは出てますでしょうか。

○副議長（城本和男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 当町の住宅用火災警報器の取付け率でございます。令和5年度の調査では、設置率は69%となっております。また、先ほど議員おっしゃいましたように、条例での適合、いわゆる平家建てでしたら寝室に、また2階建てでしたら寝室と階段室に設置するという条例に適合した設置については62%というふうになってございます。これらは年1回、国からの調査依頼により実施しているものでございまして、本町の世帯数の規模ですと24世帯以上の調査が必要ということで、私どものほうで50世帯をランダムで抽出して、実際に現場に赴いて話を聞き、調査をしております。令和5年についての調査数については29件での数となっております。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 今、新しいうちというのはほとんどついてる。私、うち古いんでついてなくて、取り付けてるんですけど。新宮市も全国平均より低いというような発表あって、72%やったかな。全国平均の数字は捉えられてますかね。

○副議長（城本和男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 令和5年における全国平均の数字でございます。設置率については、全国では84.3%、条例による設置率については67.2%となっております。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） あまりの高さに驚きました。そういうことを考えると、やっぱり当町の69%、62%っていうのはまだまだやはり設置の奨励もどンドン声出していかなとあかんということですね。ただ、先ほども言いましたように、取付けを消防署がしていただくというのは本当にそちらのほうの業務の邪魔にならんのか、それぐらい申請があれば、それこそ喜ばしいことであるんですが、消防で回っていかなくなりましたら、よその業者の委託とか、そこら辺のほうはお願いして、それぐらい申請数があることを望むんですけれども、ぜひ全国ぐらいの設置率に上げていただきたい。私も独居老人を回るときに絶対、あるよ、あるよ、あるよと言う



てもらいのを期待したいんですが。

それともう一点、先ほど10年越してる、もうこれ2011年、義務づけから始まって10年越している方もおられます。そういった場合、1世帯1回なのか、そこら辺もう一度聞きます。

○副議長（城本和男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） お答えします。

10年を越えて再度買換えの方に対する補助の関係だと思えます。それにつきましても、1回限り補助をさせていただくような方向で現在検討させていただいてございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 10年たってる人、これからあと10年後したらまた取付け来てくれるということですね。え、1回限り。というか、1回限り。10年たったら、もう自分でしてくださいよですか。先ほども言いましたように、電池を取り替えるんやったら本体を取り替えたほうが安全性も高く安価になるというようなことを聞いております。これからまた10年先のことを言うのもおかしいんですけど、65歳以上の人やったら、10年たったら、まだ75歳なんで、そのときはもう一回申請することはできますか。

○副議長（城本和男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） お答えします。

それについては、また今後検討させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 検討事項ということで、いろんな面で今日聞かさせてもらった昨今の情勢を見ていち早く対応していただいているということにとっても感謝いたします。何よりも、補助だけではなく、その設置が難しいんです、高齢者が増えてきて。その対応は本当にありがたいと思えます。11番議員の質問の答弁であった独居老人が2,240人、こういった方が転倒防止の器具をつけたり、火災警報器をつけたりというのは絶対無理な話なんで、そちらのほうの手だてをして、各事業者に対しても早い対応していただいている、これはもう確信しましたので。町長が日頃より防災・減災の取組は最重要課題である、そちらのほうを官主導でやっていくんだという進めていただいていることがこの結果やと思うんですけど、このハードはどんどん進んでるんです。ここに来て町長もおっしゃるソフト面の強化っていうのを同時に進めないといけないという、この話が再度思い出されます。

ここからは私の要望であるんですが、現実に近い避難訓練や夜間の訓練、この前企画していただいて流れたペットとの避難訓練、実際私たちが被災した場合に自分たちで自助、共助、これで避難所運営をしていかなあかんで、その訓練やワークショップ、こういうのをどんどん企画していただいて、町民と一緒に考え行動するための素地をこれからはつくっていただきたいと思うんです。その点の町長のお考えをお聞かせください。

○副議長（城本和男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） かねてから私は防災・減災対策は町政の一番の重要課題だというふうに申し上げたところでございます。本日、議員さんから御質問いただいた防災・減災対策の取組の事業について、なかなかこの事業の推進ができていないというような状況でございます。これは一つに、やはり広報の問題であったり、住民一人一人が防災意識をより高めていただく、それが一番大きなことじゃないかなというふうに思います。火災についても、火災を起こさないって、起きてもすぐに分かるというふうな、本当に防災・減災に当たりますから、そういったことを広報も含めて徹底的に進めていきたいと思っております。一方で、国の防災会議が大きいかじを切るという言い方でいいんでしょうか、平成30年の西日本大水害でたしか286名の方が亡くなって、行方不明の方がまだ8人ぐらいいらっしゃると思うんですけど、その反省を教訓に様々検討されたようです。今までは災害が起こって、行政は何やってるんだみたいなことを必ず住民の方々お声、何か非難を受けられると。いや、そうではなくて、やっぱり住民一人一人が自分の身を守るんだというようなことで、そうしないと、行政はハードもソフトも全てそれで守れるかというとなかなか難しいと。そういう意味では、やはり一人一人が防災意識を高めていただいて、土砂災害なんかは決して想定外のところで起こらない。というのは、起こってるところというのは崖崩れの危険場所、そこは必ず、起こったところはそういうところらしいです。そういったことを町民の住民の皆さん方にお知らせすると同時に、やはり避難を早めるとか、情報を早くお伝えするとか、そういったことが必要だと思っております。そういう意味では、行政が幾らハード、ソフトを推進したとしても、やはり住民の方々が意識を少しでも高めていただかないと、こういったことってというのは防災・減災につながらないと思っておりますので、そういったことにつきましては、いま一度力を入れていきたいと思っておりますし、先ほど来様々な事業、より使っていただきやすいような制度設計にも変えていきたいと思っておりますので、そういった意味で、それを使っていただくためにもやっぱり住民の意識が必要だと思っておりますので、また議員さんにもそういった広報もお伝えいただければなというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） とにかく自分事として、私自身も町民に訴えていきたいですし、やはりみんな考えていく土壌をこの那智勝浦町でつくる手だてを今のところ官主導でお願いするしかないんですけども、それに私たち町民がしっかり乗っかっていくというような歯車のうまいことかみ合わせるようなことがこれから起こっていければなと、より進むと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、子供の熱中症対策です。

年々厳しくなるんで、夏の暑さですね。子供たち、つまり学校内や通学の行き帰りですが、もう今年も暑かった。昨今の暑さというのも体温を超えていますし、これ何かの対策を講じないと身体的、体、もうとつても影響が出るほどになっております。都会に比べて、天気予報など見ていますと、当地方は気温では確実に2度ほど違いますので、やはり都会ほどの暑さは違うやろうって言う方もいらっしゃるんですけど、その分やっぱり日差しが都会とは全然違います。

それで、遮るものがないですね。このような中で、歩いて登下校する子供たちはすごく大変やと思います。今年の夏は全国的にも本当に記録が残るような暑さで、この暑さなんか、これから起こる条件で緩和されるというか、よくなるようなもの、あれがないんで、条件がないんで、それでお伺いしたいんですけど、学校においては熱中症から子供たちの命を守るための具体的な対策というのはなされているのでしょうか。

○副議長（城本和男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 学校における熱中症対策ということでございます。

まず、ハード面におきましては、各学校、全普通教室にエアコンを設置済みでございます。また、特別教室におきましても、一部でまだ設置できてない部分はございますが、ほぼエアコンを設置済みでございます。適切な室温管理により授業を行っております。また、防災備品でございますけども、各学校の体育館に整備されております体育館用のスポットバズーカにつきましても必要に応じて活用しております。

それから、ソフト面の対策では、全学校に暑さ指数を計る指数計を備えており、校庭や体育館における体育の授業、それから休憩時間中の校庭遊びの可否、中学校においてはクラブ活動の可否を判断しておるところでございます。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 今、対策で聞きました暑さ指数、これはどういったものでしょうか。実は、今年の7月28日に、部活を終えた女子中学生が死亡するという事例がありました。山形県の話です。午前8時半から10時半という朝の結構涼しいぐらいの時間帯なんですけど、それで参加して、午前中だったということもあるし、短い時間ということもあったんですけど、顧問は暑さ指数を測定せずに部活をしまして、彼女は自宅への帰路で、帰り道で倒れてるのが発見され、その後、死亡が確認されております。もちろん、診断は熱中症でした。この暑さ指数といたものはどういったものか、これを説明していただけますか。そしてまた、本町においては、この指数計っていうのかな、そういうものがあるかどうか分からないんですけど、いつから導入されていますか。

○副議長（城本和男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 暑さ指数の説明でございます。環境省の熱中症予防情報サイトに記載されている説明でございます。暑さ指数は、熱中症を予防することを目的として、1954年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数は、人体と外気との熱のやり取り、熱収支と申しますけども、この熱収支に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい、1、湿度、2、日射、輻射などの周辺の熱環境、3、気温の3つを取り入れた指標でございます。

それと、本町の小・中学校における指数計の導入時期でございますが、各学校ごと、また教室や体育館といった場所ごとによってまちまちでございます。体育館につきましては約7年前、教室につきましては、さらにそれ以前から指数計を導入してございます。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） その指数計は1日何回もというか、朝来たとき、お昼、子供が校庭で遊ぶとき、クラブ活動とかの前とか、下校時、それぞれその都度その都度計って、記録とかも取ってるのかな。そちらのほうもお願いします。

○副議長（城本和男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 先ほど申し上げました学校における体育の授業であったり、それから昼休みなどの校庭の遊び、それからあとクラブ活動等、その都度都度、指数計を確認してございます。教育委員会のほうからは学校に対して、その記録についてお願いしているというところで、現物については確認は取れてないんですけども、各学校に対するお願いはさせていただいておるものでございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） お願いしているということでしたら記録はしっかり残ってると思いますけど、こういう事例っていうのはもういつこのまちに起こっても、あり得ることなんで、しっかりやっぱり記録として残していただきたいと思います。

学校における登校してからの熱中症対策というのは、その指数計でもっていろいろ管理して、もちろんオーバーしてたら校庭には出さないとか、そういう管理をしていただいていると思うんですが、一番エアコンで、教室もエアコンやりますし、やっぱり心配なのは登下校時ですね。登下校時の、私らは、ランドセル持って、ここに水筒、いっぱいぶら下げて通っている子供たちを見るわけですけども、その状態で何か学校のほうで取り組んでいることっていうのはあるんでしょうか。

○副議長（城本和男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 登下校中も含めた一般的な熱中症の注意喚起につきましては、これは学校からのお知らせなどによりまして、小まめな水分や塩分補給などをお願いと申しますか、取るようにということで啓発を実施してございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 水筒以外、もしかしたら、あめを持たせたるのかもしれない、それ以外はないというふうな捉え方でいいと思いますけど。

全国の学校の事例として、私もこれネット検索しかないんですけども、いろいろ調べてみました。埼玉県の熊谷市の小学校では2020年より晴雨兼用の傘、もう晴れ、雨、両方使える傘、これを全生徒に配っております。これ傘っていうのは、2020年というのも分かるように、コロナ真ただ中で、傘がちょうどええ距離感で、感染症を予防するということで、ほかでも取り入れられたところあるんですけど、ここは日傘にもなる。だから、コロナ対策と熱中症対策に有効ということで、全子供たちに渡してます。使う使わないは個人の自由ですが、全員に配ることで、いじめ等というの発生の予防にもなってるそうです。私自身もこの夏は日傘を多用しました。帽子とは違う、かなり暑さ対策ですね。ランドセルというか、肩までしっかり覆え

るので、こういったもん、傘というのは物すごい有効やなと思いました。そのほかに、多治見市では校舎の2階からミストを出して、そのミストを通り抜けたら、自分もミストをかぶって、その間、乾く気化熱も発散もあるのでしょうか、それで対応していると。当町でも朝日の郵便局でも夏の間、入り口にミストを設置してくれてます。私も通るときには浴びて、ちょっと爽快な気分になって、過ぎるんですけど、やはり体感温度がかなり下がります。大阪の枚方市ではノーランドセル登校日というのもちゃんとつくっております。学校によっては市販のネッククーラーや冷却タオル、これらを許可してるところもあるようです。この中でも、私個人的な見解なんですけども、やっぱり最も効果が高いのは日傘なんじゃないんだろうかというようなのも思うんですけど、具体的な熱中症対策というのはこれからどんどん進めていくべきやと思うんです。熱中症の注意喚起の記事に登下校時の対策、アイデアというものが載っております、新聞に。1、荷物を軽くする、2、飲物を多めに持たせる、3、熱の籠もらない服装、素材を選ぶ、4、日陰を歩く、このところで日傘ってということですね。5、暑さをしのげる場所を各スポットで見つけておく、6、塩タブレットか、あめを持たせる、7、下校時にミストを浴びる、8、子供GPSを利用する、9、送迎する、10、親の連絡先をよく分かるようにしておく、11、健康観察をしていく、12になったら根性論のような気がするけど、負けない体をつくる、これでもすごい大切なことなんですけどね。この中の1つずつでもいいんで、もちろん別のアイデアでもいいんですが、手だてをしていただけるというのを考えていただければと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○副議長（城本和男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 近年の夏の暑さでございますけども、年々厳しくなってきました。また、今後の状況もどうなるかということにもよりますけども、さらに厳しくなることも想像されますので、その際には必要に応じて、今御紹介いただきましたような登下校時の熱中症対策についても、啓発について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） もちろん、各学校での対策、通学路の短い長いもありますし、通ってくる子供の数も違います。ミストをつけたのは保護者がつけたそうです。やはり各学校で育友会なんかの人たちともアイデアを募って、その学校独自の対策っていうのもやっぱり絶対重要なと思いますが、そちらのほうの対策をお願いします。もう今寒いのに、喉元過ぎたら本当にこの暑い夏も忘れてしまいそうになってるんですけど、本当に今年の夏はきつかったです。その夏が来年また来ますので、そちらのほうの対応よろしく願いいたします。

これで、5番、一般質問を終わります。

○副議長（城本和男君） 5番藤社議員の一般質問を終結します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（城本和男君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。  
延会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時41分 延会